

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年12月2日提出
【計算期間】	第6期（自 平成22年3月9日 至 平成22年9月6日）
【ファンド名】	CAリスク軽減型インカムファンド07-9
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 クリスチャン・ロメイヤー
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	横田 陽子
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【電話番号】	03-3593-5928
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、主として日経平均株価の水準により価格（償還価格を含む）が変動する性格を持つ債券に投資することにより、定期的な収益分配の確保と、一定条件のもとで信託財産の確保を目指した運用を行います。

<当ファンドの特徴>

「ハッピー・ゾーン」は、毎年2回の分配金をお支払いし、一定の条件のもとで償還時の元本を確保する、リスク軽減型ファンドです。

1. 原則として、毎年2回分配金をお支払いします。

- ・ 設定後約半年後から毎年2月6日及び8月6日の「分配金判定日」¹の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一定水準（「分配基準レベル」）以内の下落であれば約200円（1口当たり/税引前）、一定水準を超えて下落した場合は約20円（1口当たり/税引前）の分配金をお支払いします。
- ・ 分配金は、原則として毎年3月6日及び9月6日の決算日¹から起算して5営業日までにお支払いを開始します。
- ・ 満期償還時の分配金相当額は、満期償還価額の一部としてお支払いします。

1 休日の場合は翌営業日

2. 繰上償還判定日の日経平均株価終値の水準次第では、元本確保で繰上償還²します。

設定から約1年経過後、半年毎に繰上償還のチャンスがあります。

- ・ 信託期間は、当初約5年ですが、設定後約1年後から毎年8月6日及び2月6日の「繰上償還判定日」³の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して「償還基準レベル」以上であれば、元本を確保⁴して繰上償還になります。
- ・ 繰上償還となった場合には、各繰上償還判定日から1ヵ月後の9月6日及び3月6日を繰上償還日³とし、原則として繰上償還日の翌営業日から償還金をお支払いします。

2 繰上償還とは当初予定していた信託期間が短縮されて、ファンドが償還されることをいいます。当ファンドの場合、信託期間は最短約1年、最長約5年となります。

3 休日の場合は翌営業日。

4 1口当たり約10,000円。お申込手数料等及び信託報酬その他諸費用は考慮しております。

3. 繰上償還せずに満期償還となる場合、当ファンドの償還ケースは後記の通りとなります。

ケースA) 元本確保判定期間⁵中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一度もマイナス40%（元本確保レベル）以下に下落しない場合、元本確保⁶プラス分配金相当額（平成24年8月の分配金判定日の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一定水準（「分配基準レベル」）以内の下落であれば約200円（1口当たり/税引前）、一定水準を超えて下落した場合は約20円（1口当たり/税引前））で償還します。

ケースB) 元本確保判定期間中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一度でもマイナス40%以下に下落した場合には、元本確保機能はなくなります。スタート日経平均株価に対するファイナル日経平均株価の水準によって償還価額が決定します。

日経平均株価の変化率と同じ比率で変化した価額プラス分配金相当額（平成24年8月の分配金判定日の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一定水準（「分配基準レベル」）以内の下落であれば約200円（1口当たり/税引前）、一定水準を超えて下落した場合は約20円（1口当たり/税引前））で償還します。ただし、上限価額は約10,200円となります。

平成20年10月8日の日経平均株価終値が元本確保レベル（9,499.2920円）を下回ったため、満期償還する場合の元本確保機能はなくなりました。

従って、満期償還時の償還価額は、ケースB）が適用されます。

5 信託期間約5年のうち、平成19年9月14日（金）から平成24年8月14日（火）の期間です。

6 1口当たり約10,000円。お申込手数料等及び信託報酬その他諸費用は考慮しております。

〔ファンドの商品分類〕

当ファンドは、単位型投信/国内/株式/特殊型（条件付運用型）に属しています。

○商品分類表

○属性区分表

単位型/ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
単位型 追加型	国内	株式	インデックス 型 特殊型	株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ブル・ベア型
	海外	債券		債券 一般 公債 社債	年2回	日本	条件付運用型
		不動産投信		債券 一般 公債 社債	年4回	北米	
		その他資産 ()		その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ロング・ショート型
	内外	資産複合 ()		不動産投信 その他資産 ()	年12回 (毎月)	アジア	?絶対収益追求型
				資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	日々	オセアニア	その他 ()
					その他 ()	中南米	
						アフリカ	
						中近東 (中東)	
						エマージング	

（注）当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

○商品分類の定義

・単位型/追加型

「単位型投信」・・・当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。

・投資対象地域

「国内」・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産（収益の源泉）

「株式」・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・補足分類

「特殊型」・・・目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

○属性区分の定義

・投資対象資産

「債券（その他債券）」・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

・決算頻度

「年2回」・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域

「日本」・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・特殊型

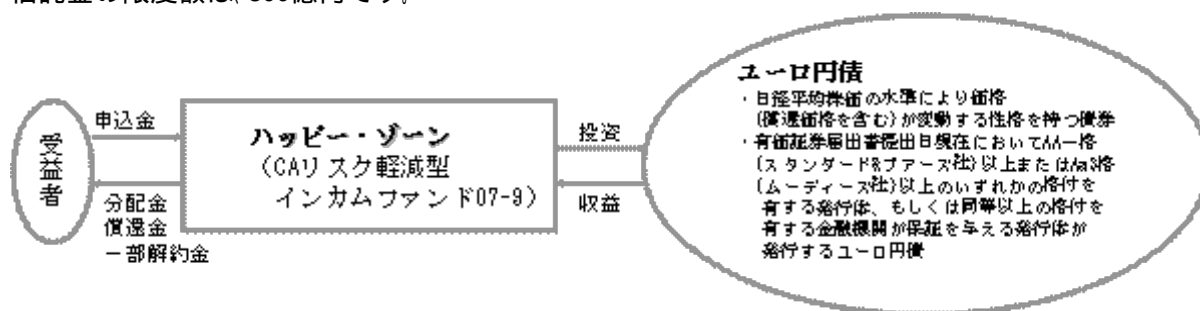
「条件付運用型」・・・目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。

当ファンドは、主として日経平均株価の水準によって償還価格等が決定される債券に投資するため、「属性区分における投資対象資産」は「債券（その他債券）」となり、「商品分類における投資対象資産（収益の源泉）」である「株式」とは分類が異なります。

*上記は、社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。商品分類・属性区分の全体的な定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

当ファンドの運用指図の権限はアムンディ インベストメント・ソリューションズに委託します。

信託金の限度額は、300億円です。

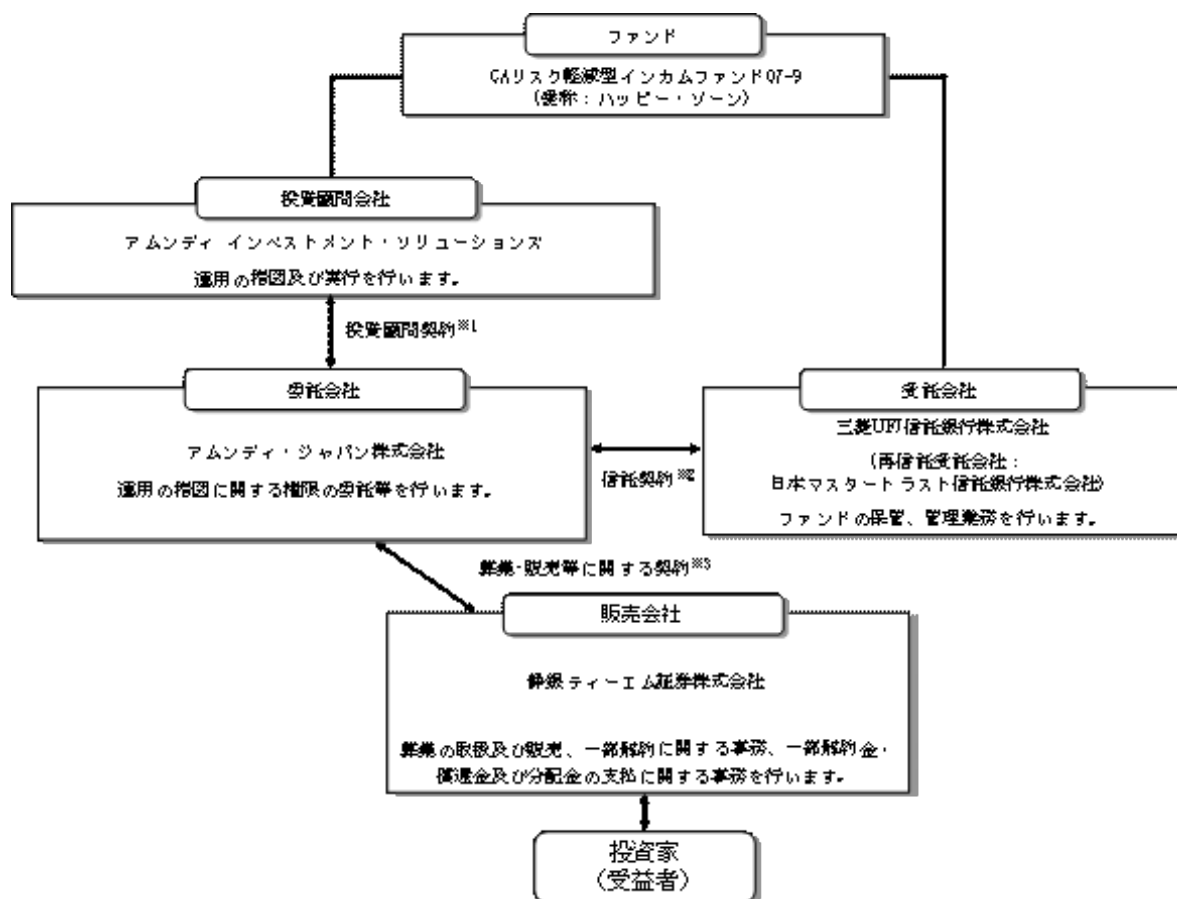


(2) 【ファンドの沿革】

平成19年9月10日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



1 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、委託会社が投資顧問会社へ運用指図権限を委託するにあたり、委託する業務の内容等を規定しています。

2 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

3 募集・販売等に関する契約

委託会社と販売会社との間で締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱、収益分配金及び償還金の支払、解約の取扱等を規定しています。

委託会社の概況

名称等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長(金商)第350号)
資本の額	12億円

会社の沿革	昭和46年11月22日	山一投資コンサルティング株式会社設立		
	昭和55年 1月 4日	山一投資コンサルティング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更		
	平成10年 1月28日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる		
	平成10年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成10年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得		
	平成16年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテ ジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成19年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う		
	平成22年 7月 1日	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更		
大株主 の状況	名 称	住 所	所 有 株 式 数	比 率
	アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町 一丁目2番2号	2,400,000株	100%

（本書作成日現在）

《アムンディ 概要》

アムンディは、運用資産規模で6,880億ユーロ¹を超え、欧州第3位²、世界ではトップ・テン³に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30ヵ国以上の主要な投資地域を中心に拠点をもち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供します。

アムンディは、世界中の1億人以上のリテールのお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注ぎます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供します。

1 アムンディによる試算（数値は2010年3月末現在）

2 IPE（インベストメント・ベンション・ヨーロッパ）によるトップ400社調査 - 2009年7月版（数値は2008年12月末）

3 GI（グローバル・インベスターズ）による100社ランキング - 2008年9月版（数値は2008年6月）

《アムンディ インベストメント・ソリューションズ 概要》

アムンディ インベストメント・ソリューションズはアムンディ・グループの100%子会社であり、ストラクチャード商品や上場投信（ETF）等の組成・運用に特化したフランスの資産運用会社です。

アムンディ インベストメント・ソリューションズの前身であるクレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エーは、2005年9月1日にクレディ・アグリコル・グループのストラクチャード商品の知識、ノウハウ、技術を結集させた資産運用会社として、クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー（現アムンディ）から独立して設立され、2009年12月31日に現在のアムンディ インベストメント・ソリューションズに名称変更されました。

《アムンディ・ジャパン株式会社 概要》

クレディ・アグリコル グループとソシエテ ジェネラル グループの資産運用会社を統合し、パリにて設立されたアムンディの日本法人です。両グループのノウハウを結集し、多彩かつ洗練された運用プロダクトの提供、機動的な運用、顧客との信頼関係の構築をコンセプトとして投資家ニーズに応じた商品提供を行っています。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

当ファンドは、主として日経平均株価の水準により価格（償還価格を含む）が変動する性格を持つ債券に投資することにより、定期的な収益分配の確保と、一定条件のもとで信託財産の確保を目指した運用を行います。

日経平均株価とは日本の株式市場を代表する株価指数の一つで、東京証券取引所第一部上場銘柄で市場を代表する225銘柄を対象に算出します。

日経平均株価に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。日本経済新聞社は本商品の運用成果等を保証するものではなく、一切の責任を負いません。

国内外の高格付の円建債券を主要投資対象とします。

当ファンドは、元本確保判定期間中の日経平均株価の水準（スタート日経平均株価に対する元本確保判定期間中の日々の日経平均株価終値の変化率）と償還時の日経平均株価の水準（スタート日経平均株価に対するファイナル日経平均株価の変化率）により、価格（償還価格を含む）が変動する性格を持ち、かつ償還価格に上限のある円建債券を主要投資対象とし、当該円建債券の価格に応じて当ファンドの償還価額が決まるように運用されます。

- 1) 主要投資対象とする円建債券は、有価証券届出書提出日現在においてAA - 格（スタンダード&プアーズ社）以上またはAa3格（ムーディーズ社）以上のいずれかの格付を有する発行体、もしくは同等以上の格付を有する金融機関が保証を与える発行体が発行する円建債券を投資適格として投資対象とすることを基本とします。
- 2) 投資する円建債券は、信託期間内に償還する利付債券で、日経平均株価の水準により価格（償還価格を含む）が変動する性格を有しています。
当該債券の利子相当金額は主に収益分配金の支払に充当されます。
- 3) 当ファンドは当該債券を可能な限り高位に組入れますが、一部コール・ローンなどの短期金融資産を組入れる場合もあります。
- 4) 当ファンドが投資する円建債券は単一銘柄となることがあります。
- 5) 信託期間中、投資債券の銘柄入替は原則として行わず、組入れた債券が償還されるまで保有することを基本とします。
- 6) 投資した円建債券の発行体、もしくは保証を与える金融機関の格付が著しく劣化した場合等には、委託会社の判断で、当該債券を途中売却することがあります。この場合においては、当該債券の売却価格（時価）は大幅に下落しており、当ファンドに大きな売却損が発生することがあります。また、投資した債券が単一銘柄の場合、途中売却により当ファンドを繰上償還することとなりますが、その際の償還時の当ファンドの基準価額は、途中売却により売却損が発生するため、後記に定める償還時基準価額の計算方法は適用されません。

著しく劣化した場合等とは、当該債券の発行体、もしくは保証を与える金融機関の信用格付が投機的格付となり、将来の債務不履行リスクや倒産の可能性が高まったと判断される場合などが想定されます。

分配金判定日（設定後約半年後から半年毎に1回）の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一定水準（「分配基準レベル」）以内の下落であれば約200円（1口当たり/税引前）、一定水準を超えて下落した場合は約20円（1口当たり/税引前）の分配金をお支払いします。

予め定められた各判定日において、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情*があるときは、当該判定日に変更される場合があります。

*東京証券取引所において日経平均株価を構成する株式の20%以上の銘柄の取引が停止される場合、または日経平均株価に関する先物取引が停止される場合等を指します。

繰上償還判定日（設定後約1年後から半年毎に1回¹）の日経平均株価終値が、スタート日経平均株

価と比較して一定水準（「償還基準レベル」）以上であった場合には、元本確保プラス分配金相当額²（1口当たり約10,200円（税引前））で繰上償還します。

1 予め定められた各判定日において、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情*があるときは、当該判定日に変更される場合があります。

* 東京証券取引所において日経平均株価を構成する株式の20%以上の銘柄の取引が停止される場合、または日経平均株価に関する先物取引が停止される場合等を指します。

2 当分配金相当額は、信託期間中に支払われる分配金とは異なり、繰上償還時に繰上償還価額の一部として支払われるものです。

繰上償還せずに満期償還となる場合、当ファンドの償還ケースは後記の通りとなります。

- 1) 元本確保判定期間中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一度も一定水準（「元本確保レベル」）以下に下落することがなかった場合、元本確保（1口当たり約10,000円）プラス分配金相当額（平成24年8月の分配金判定日の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して分配基準レベル以内の下落であれば約200円（1口当たり/税引前）、分配基準レベルを超えて下落した場合は約20円（1口当たり/税引前））で償還します。

当分配金相当額は、信託期間中に支払われる分配金とは異なり、満期償還時に満期償還価額の一部として支払われるものです。

- 2) 元本確保判定期間中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一度でも元本確保レベル以下に下落した場合、元本確保機能はなくなります。日経平均株価の変化率（スタート日経平均株価に対するファイナル日経平均株価の変化率）と同じ比率で変化した価額プラス分配金相当額（平成24年8月の分配金判定日の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一定水準（「分配基準レベル」）以内の下落であれば約200円（1口当たり/税引前）、一定水準（「分配基準レベル」）を超えて下落した場合は約20円（1口当たり/税引前））で償還します。ただし、上限価額は約10,200円（1口当たり/税引前）となります。

* 元本確保判定期間中に日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較してマイナス40%以下に下落した場合でも、繰上償還判定日に一度でも日経平均株価終値が「償還基準レベル」以上に達した場合は、元本を確保して繰上償還します。

資金動向、市況動向、日経平均株価の改廃、運用に関連する法令・税制・会計基準の改正・変更及びその他の特殊な状況等によっては、前記のような運用が行われない場合や当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引を行うことができます。

当ファンドの運用指図の権限は、アムンディ インベストメント・ソリューションズに委託します。

ファンドの仕組

《ファンド用語》

分配金判定日	設定後約半年後から毎年2月6日と8月6日（休日の場合は翌営業日）。
分配基準レベル	分配金判定日における日経平均株価終値が当該レベル（スタート日経平均株価のマイナス20%）以内の下落であるか、当該レベルを超えて下落したかに応じて分配金額が決定します。
繰上償還判定日	設定後約1年後から毎年8月6日と2月6日（休日の場合は翌営業日）。
繰上償還	当初予定していた信託期間が短縮されて、ファンドが償還されることをいいます。当ファンドの場合、信託期間は最短約1年、最長約5年となります。
償還基準レベル	繰上償還判定日における日経平均株価が当該レベル（スタート日経平均株価の-0%）以上であれば、繰上償還が決定となります。
スタート日経平均株価	設定時の基準となる日経平均株価。 平成19年9月11日（火）、12日（水）、13日（木）の3営業日間の東京証券取引所における日経平均株価終値の平均値。小数点第5位を四捨五入して、小数点第4位まで算出します。 当ファンドのスタート日経平均株価は、15,832.1533円に決定しました。
ファイナル日経平均株価	繰上償還せずに満期償還となる場合で、かつ元本確保機能がなくなる場合のみに参照する数値で、満期償還時の基準となる日経平均株価。 平成24年8月15日（水）、16日（木）、17日（金）の3営業日間の東京証券取引所における日経平均株価終値の平均値。小数点第5位を四捨五入して、小数点第4位まで算出します。
日経平均株価の変化率 （上昇率または下落率）	スタート日経平均株価に対するファイナル日経平均株価の変化率（上昇率または下落率）。 計 算 式： $\left[\frac{\text{ファイナル日経平均株価} - \text{スタート日経平均株価}}{\text{スタート日経平均株価}} \right] \times 100(\%)$ 償還時基準価額計算の際の日経平均株価の変化率（上昇率または下落率）については前記数式で算出された数値を四捨五入せずに適用します。
元本確保判定期間	スタート日経平均株価決定後の翌営業日からファイナル日経平均株価参照期間開始日の前営業日（平成19年9月14日（金）～平成24年8月14日（火））の期間となります。 →当該期間中の東京証券取引所における日々の日経平均株価終値を参照し、スタート日経平均株価と比較して一度もマイナス40%以下に下落しなければ、償還価額は元本確保となります。 平成20年10月8日の日経平均株価終値が元本確保レベル（9,499.2920円）を下回ったため、満期償還する場合の元本確保機能はなくなりました。

当該期間中に金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情*があるときは、参照期間や判定日に変更される場合があります。

* 東京証券取引所において日経平均株価を構成する株式の20%以上の銘柄の取引が停止される場合、または日経平均株価に関する先物取引が停止される場合等を指します。

当ファンドのスタート日経平均株価、分配基準レベル、償還基準レベル及びファイナル日経平均株価については、確定後に、委託会社が販売会社を通して書面にて受益者にご報告致します。

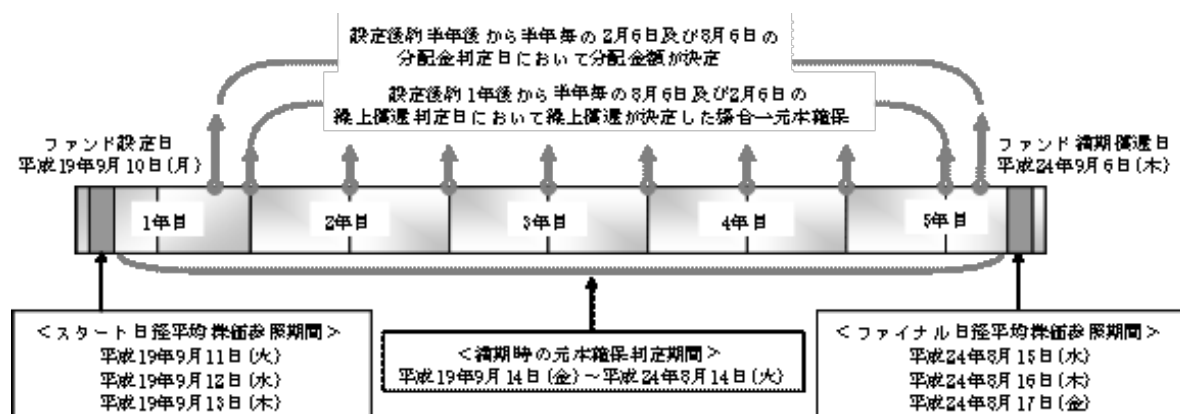
《分配金判定日、分配基準レベル及び分配金支払開始日》

分配金判定日 (設定後約半年後から毎年2回（2月6日と 8月6日、休日の場合は翌営業日）)	分配基準レベル (スタート日経平均株価と比較して)	分配金支払開始日
平成20年2月6日（水）	- 20%以内の下落の場合は約200円 - 20%を超えて下落した場合は約20円 ¹ 1 口当たり/税引前	原則として決算日から 起算して5営業日までに 支払開始
平成20年8月6日（水）		
平成21年2月6日（金）		
平成21年8月6日（木）		
平成22年2月8日（月）		
平成22年8月6日（金）		
平成23年2月7日（月）		
平成23年8月8日（月）		
平成24年2月6日（月）		
平成24年8月6日（月）		

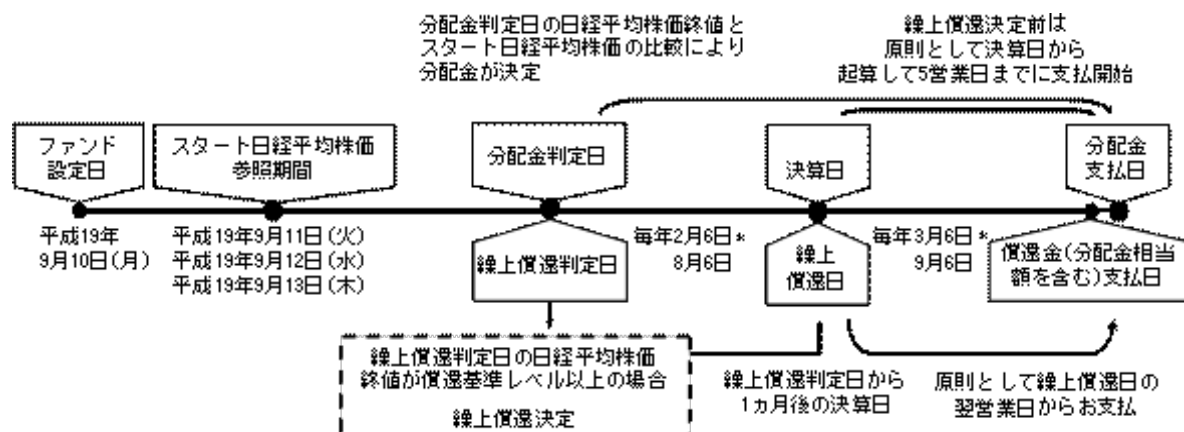
《繰上償還判定日、償還基準レベル及び繰上償還日》

繰上償還判定日 (設定後約1年後から毎年2回（2月6日と 8月6日、休日の場合は翌営業日）)	償還基準レベル (スタート日経平均株価と比較して)	繰上償還日
平成20年8月6日（水）	-0%以上の場合は繰上償還	平成20年9月8日(月)
平成21年2月6日（金）		平成21年3月6日(金)
平成21年8月6日（木）		平成21年9月7日(月)
平成22年2月8日（月）		平成22年3月8日(月)
平成22年8月6日（金）		平成22年9月6日(月)
平成23年2月7日（月）		平成23年3月7日(月)
平成23年8月8日（月）		平成23年9月6日(火)
平成24年2月6日（月）		平成24年3月6日(火)

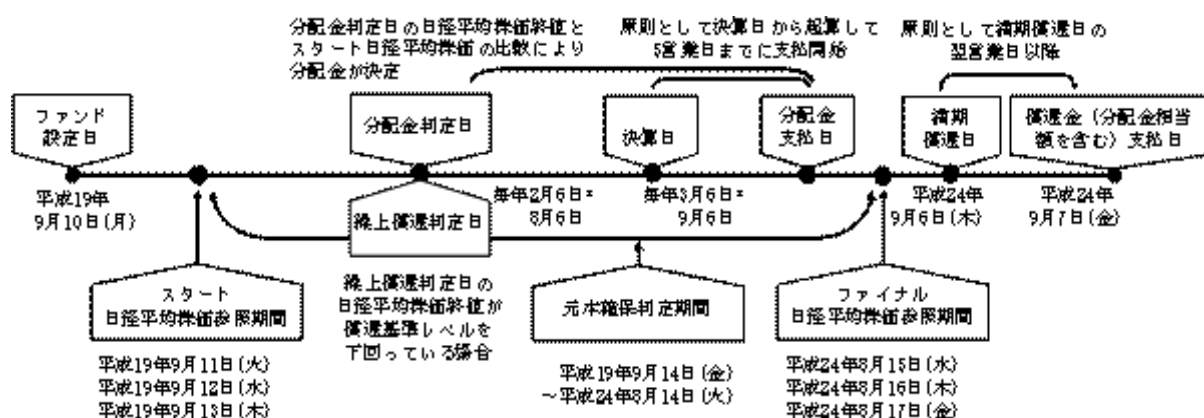
《当ファンドのスケジュール》



《繰上償還の場合》



《満期償還の場合》



* 当ファンド設定から約半年後（平成20年2月）と約5年後（平成24年8月）は、分配金判定日だけとなり、繰上償還判定日は設けません。各判定日から1ヵ月後に決算は行いますので、分配金をお支払いします。

元本確保判定期間中に日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較してマイナス40%以下に下落した場合でも、繰上償還判定日に日経平均株価終値が「償還基準レベル」以上に達した場合は、元本を確保して繰上償還します。

当ファンドの判定日、決算日、繰上償還日が休日の場合は翌営業日となります。

当ファンドのスタート日経平均株価は、15,832.1533円に決定しました。

《分配金》

原則として、毎年2回分配金をお支払いします。

- ・ 半年毎に約20円または約200円の分配金をお支払いします。
- ・ 設定後約半年後から毎年2月6日及び8月6日の「分配金判定日」の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一定水準（「分配基準レベル」）以内の下落であれば約200円（1口当たり/税引前）、一定水準を超えて下落した場合は約20円（1口当たり/税引前）の分配金をお支払いします。

当ファンドの第1回目分配金は平成20年2月6日に200円（1口当たり/税引前）に決定しました。

当ファンドの第2回目分配金は平成20年8月6日に200円（1口当たり/税引前）に決定しました。

当ファンドの第3回目分配金は平成21年2月6日に 20円（1口当たり/税引前）に決定しました。

当ファンドの第4回目分配金は平成21年8月6日に 20円（1口当たり/税引前）に決定しました。

当ファンドの第5回目分配金は平成22年2月8日に 20円（1口当たり/税引前）に決定しました。

当ファンドの第6回目分配金は平成22年8月6日に 20円（1口当たり/税引前）に決定しました。

- ・分配金は、原則として毎年3月6日及び9月6日の決算日(休日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
半年毎に約20円または約200円 年合計 約40円～約400円	半年毎に約20円または約200円 年合計 約40円～約400円	半年毎に約20円または約200円 年合計 約40円～約400円	半年毎に約20円または約200円 年合計 約40円～約400円	半年毎に約20円または約200円 年合計 約40円～約400円

<分配金は>

- *分配金額は原則として1口当たりの金額(税引前)です。
- *当ファンドが投資した債券の発行体、もしくは保証を与える金融機関の信用状況の変化等によっては、分配金の一部または全額をお支払いできない場合もあります。
- *当ファンドでは、分配金の再投資を行いません。
- *繰上償還が決定した場合、当期にかかる分配金は分配金相当額（約200円）となり、繰上償還価額の一部としてお支払いします。
- *満期償還時の分配金相当額（約20円または約200円）は、満期償還価額の一部としてお支払いします。
- *繰上償還が決定した場合、当該決算におけるお支払いが最後となり翌期以降に対する分配金は支払われません。
- *お申込手数料等及び信託報酬その他諸費用は考慮しております。
- *前記数値は、組入予定債券をファンド資産として100%組入れた場合に想定されるものです。
- *この試算は各仮定に基づいて算出したものであり、実際の運用成果を事前に保証するものではありません。

《償還の仕組み》

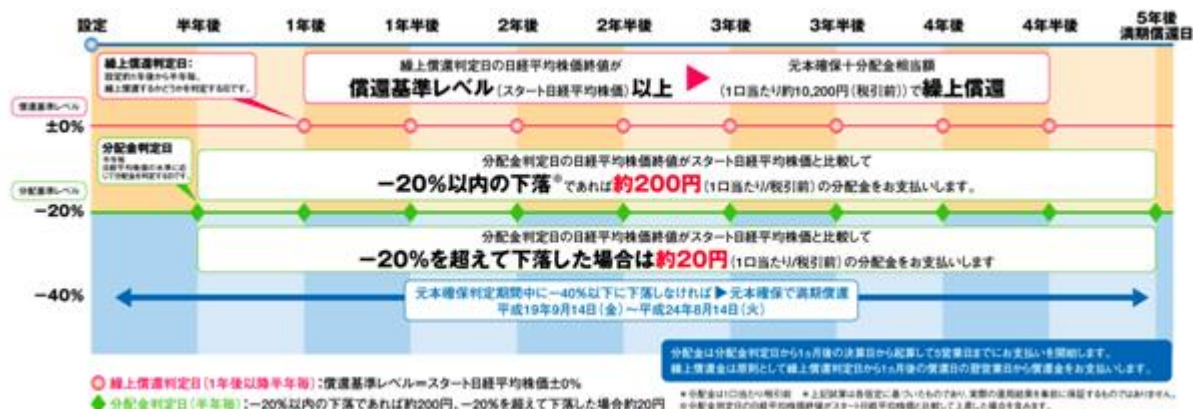
判定日の日経平均株価終値の水準次第では、元本確保で繰上償還します。

設定から約1年経過後、半年毎に繰上償還のチャンスがあります。

- ・信託期間は、当初約5年ですが、設定後約1年後から毎年8月6日及び2月6日の「繰上償還判定日」（休日の場合は翌営業日）の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して「償還基準レベル」以上であれば、元本を確保（1口当たり約10,000円）して繰上償還になります。
- ・償還基準レベルはスタート日経平均株価となります。
- ・繰上償還になった場合の分配金相当額は、償還価額の一部としてお支払いします。繰上償還金は繰上償還日の翌営業日からお支払いします。
- ・繰上償還になった場合、それ以降の期に対する分配金は支払われません。

「繰上償還判定日」の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して→「償還基準レベル」以上であれば元本確保で繰上償還となります。

〔イメージ図〕

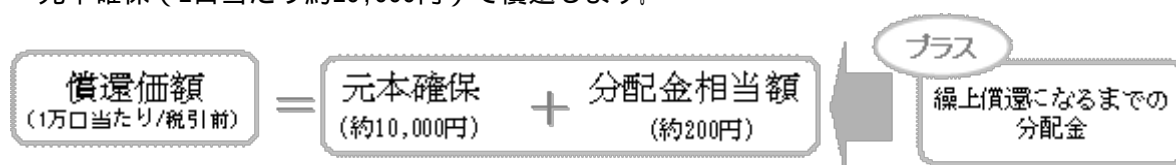


- *前記償還価額は、税引前となっております。
- *お申込手数料等及び信託報酬その他諸費用は考慮しております。
- *前記数値は、組入予定債券をファンド資産として100%組入れた場合に想定されるものです。
- *この試算は各仮定に基づいて算出したものであり、実際の運用成果を事前に保証するものではありません。
- *当ファンドのスタート日経平均株価は、15,832.1533円に決定しました。

繰上償還になるかどうかの判定が行われる日（繰上償還判定日）は、当ファンド設定後約1年後から毎年8月6日及び2月6日（休日の場合は翌営業日）の各一日だけです。当該繰上償還判定日の前営業日や翌営業日の日経平均株価終値が償還基準レベルに達していたとしても、当該繰上償還判定日当日における日経平均株価終値が償還基準レベルに達していなければ繰上償還とはなりません。

《繰上償還の場合》

各繰上償還判定日における日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して償還基準レベル以上の場合
 →元本確保（1口当たり約10,000円）で償還します。



- ・当ファンドの繰上償還価額は、小数点第3位を四捨五入して、小数点第2位まで算出します。
- ・繰上償還となった場合には、各繰上償還判定日から1ヵ月後の9月6日及び3月6日（休日の場合は翌営業日）を繰上償還日とし、原則として繰上償還日の翌営業日から償還金をお支払いします。

*繰上償還の場合、繰上償還判定日の日経平均株価終値がスタート日経平均株価より上昇していた場合でも償還価額は1口当たり約10,200円（元本確保＋分配金相当額）を超えて上昇することはありません。

《満期償還の場合》

繰上償還せずに満期償還となる場合は、元本確保判定期間の日経平均株価終値またはファイナル日経平均株価の水準次第で、満期償還価額が決定します。満期時の元本確保の条件は、元本確保判定期間中の日々の日経平均株価終値がスタート日経平均株価と比較して一度もマイナス40%以下に下落しないことです。

当ファンドの償還ケースは後記の通りとなります。

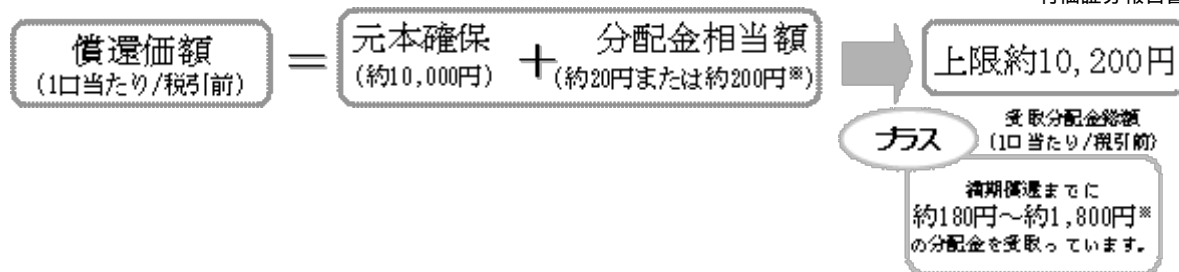
ケースA) 元本確保判定期間中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一度も**マイナス40%**（＝元本確保レベル）¹以下に下落しなかった場合

→**元本確保**²プラス分配金相当額で償還します。

※¹ 計算式：
$$\left[\frac{\text{元本確保判定期間中における} \text{日々の日経平均株価終値} - \text{スタート日経平均株価}}{\text{スタート日経平均株価}} \right] \times 100(\%)$$

*スタート日経平均株価とファイナル日経平均株価の変化率は、関係ありません。元本確保判定期間中の日々の日経平均株価終値のみをスタート日経平均株価と比較します。

² 1口当たり約10,000円。



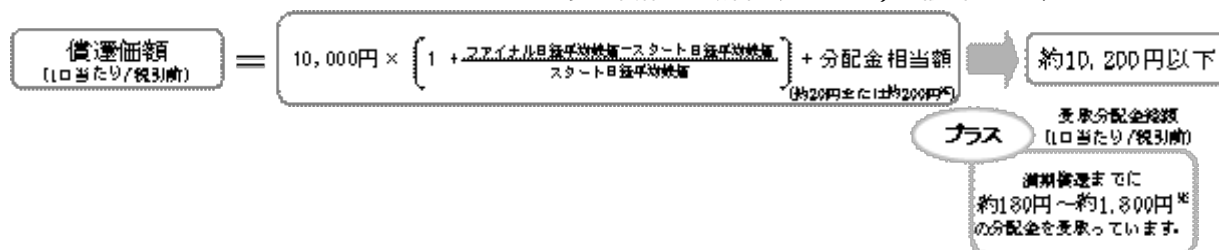
分配金及び分配金相当額は、分配金判定日（設定後約半年後から半年毎に1回）の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一定水準（「分配基準レベル」）を超えて下落するかしないかに応じて決定します。

ケースB）元本確保判定期間中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一度でも**マイナス40%以下**に下落した場合

→ **元本確保機能はなくなります。**

日経平均株価の変化率（スタート日経平均株価に対するファイナル日経平均株価の変化率）と同じ比率で変化した価額プラス分配金相当額で償還します。ただし、上限価額は約10,200円となります。

*マイナス40%ちょうど下落した場合は、ケースB）に該当します。



分配金及び分配金相当額は、分配金判定日（設定後約半年後から半年毎に1回）の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一定水準（「分配基準レベル」）を超えて下落するかしないかに応じて決定します。

平成20年10月8日の日経平均株価終値が元本確保レベル（9,499.2920円）を下回ったため、満期償還する場合の元本確保機能はなくなりました。従って、満期償還時の償還価額は、ケースB）が適用されます。

- ・当ファンドの満期償還価額は、小数点第3位を四捨五入して、小数点第2位まで算出します。
- ・満期償還金は、原則として満期償還日（平成24年9月6日）の翌営業日からお支払いします。

* 満期償還の場合、ファイナル日経平均株価がスタート日経平均株価より上昇していた場合でも償還価額は1口当たり約10,200円（元本確保＋最終回分配金相当額）を超えて上昇することはありません。

<ケースBの例：日経平均株価の変化率と償還価額例（1口当たり/税引前）>

日経平均株価の変化率	+ 10%	± 0%	- 10%	- 20%	- 30%	- 40%
償還価額	約10,000円	約10,000円	約9,000円	約8,000円	約7,000円	約6,000円

分配金相当額を含みません。

*お申込手数料等及び信託報酬その他諸費用は考慮しております。

*前記数値は、組入予定債券をファンド資産として100%組入れた場合に想定されるものです。

*この試算は各仮定に基づいて算出したものであり、実際の運用成果を事前に保証するものではありません。

<ご参考：概算分配金・償還金受取例>

お申込金額1,000,000円（100口）でお買付した場合

お申込金額	投資元本
¥1,000,000	¥1,000,000

※お申込平均利率及び償還額はその位置費用は考慮してあります、
※お客数は100口は限有します。

繰上償還の場合(設定後約1年後、約1年半後、約2年後、約2年半後、約3年後、約3年半後、約4年後、約4年半後に繰上償還となる可能性があります)

投資期間	税引前償還金額	税引前償還金額	税引前分配金累計額	税引前分配金累計額	税引前償還金額+ 税引前分配金累計額
約1年	¥1,020,000	¥1,018,000	¥2,000 ~ ¥20,000	¥1,800 ~ ¥18,000	¥1,019,800 ~ ¥1,036,000
約1年半	¥1,020,000	¥1,018,000	¥4,000 ~ ¥40,000	¥3,600 ~ ¥36,000	¥1,021,600 ~ ¥1,054,000
約2年	¥1,020,000	¥1,016,000	¥6,000 ~ ¥60,000	¥5,400 ~ ¥54,000	¥1,021,400 ~ ¥1,070,000
約2年半	¥1,020,000	¥1,016,000	¥8,000 ~ ¥80,000	¥7,000 ~ ¥70,000	¥1,023,000 ~ ¥1,086,000
約3年	¥1,020,000	¥1,016,000	¥10,000 ~ ¥100,000	¥8,600 ~ ¥86,000	¥1,024,600 ~ ¥1,102,000
約3年半	¥1,020,000	¥1,016,000	¥12,000 ~ ¥120,000	¥10,200 ~ ¥102,000	¥1,026,200 ~ ¥1,118,000
約4年	¥1,020,000	¥1,016,000	¥14,000 ~ ¥140,000	¥11,800 ~ ¥118,000	¥1,027,800 ~ ¥1,134,000
約4年半	¥1,020,000	¥1,016,000	¥16,000 ~ ¥160,000	¥13,400 ~ ¥134,000	¥1,029,400 ~ ¥1,150,000

上記表中においては、税引前償還金額には税引前分配金相当額を含み、税引後償還金額には税引後分配金相当額を含みます。

満期償還の場合（償還日：平成24年9月6日）

ケースA）元本確保判定期間中に日経平均株価終値が一度も - 40%以下に下落しない場合→元本確保となります。

日経平均株価 の変化率		税引前償還金額	税引前分配金累計額	税引前償還金額 +税引前分配金累計額	税引後償還金額	税引後分配金累計額	税引後償還金額 +税引後分配金累計額
変動率に 関わらず	パターン①(最大)	¥1,020,000	¥180,000	¥1,200,000	¥1,046,000	¥120,000	¥1,166,000
	パターン②(最小)	¥1,002,000	¥18,000	¥1,020,000	¥1,001,600	¥15,000	¥1,016,600

ケースB）元本確保判定期間中に日経平均株価終値が一度でも - 40%以下に下落した場合→償還額は日経平均株価の変化率次第となります。

日経平均株価 の変化率(例)		税引前償還金額	税引前分配金累計額	税引前償還金額 +税引前分配金累計額	税引後償還金額	税引後分配金累計額	税引後償還金額 +税引後分配金累計額
0%	パターン①(最大)	¥1,020,000	¥180,000	¥1,200,000	¥1,046,000	¥120,000	¥1,166,000
	パターン②(最小)	¥1,002,000	¥18,000	¥1,020,000	¥1,001,600	¥15,000	¥1,016,600
-40%	パターン①(最大)	¥620,000	¥180,000	¥800,000	¥621,000	¥120,000	¥770,000
	パターン②(最大)	¥602,000	¥18,000	¥620,000	¥602,000	¥15,000	¥617,000

パターン①(最大)：最終分配金決定日の日経平均株価終値がスタート日経平均株価と比較してマイナス20%以内の下落だった場合
パターン②(最小)：最終分配金決定日の日経平均株価終値がスタート日経平均株価と比較してマイナス20%を超えて下落した場合
上記表中においては、税引前償還金額には税引前分配金相当額を含み、税引後償還金額には税引後分配金相当額を含みます。

満期償還金については、投資元本の超過分に対してのみ、20%の税金が課されます。前記試算において、ケースA)及びケースB)の場合で日経平均株価変化率が0%の場合において課税されます。

*前記数値は、日経平均株価と評価額等の関係をご理解いただくために作成したイメージ図であり、実際の損益を表すものではありません。

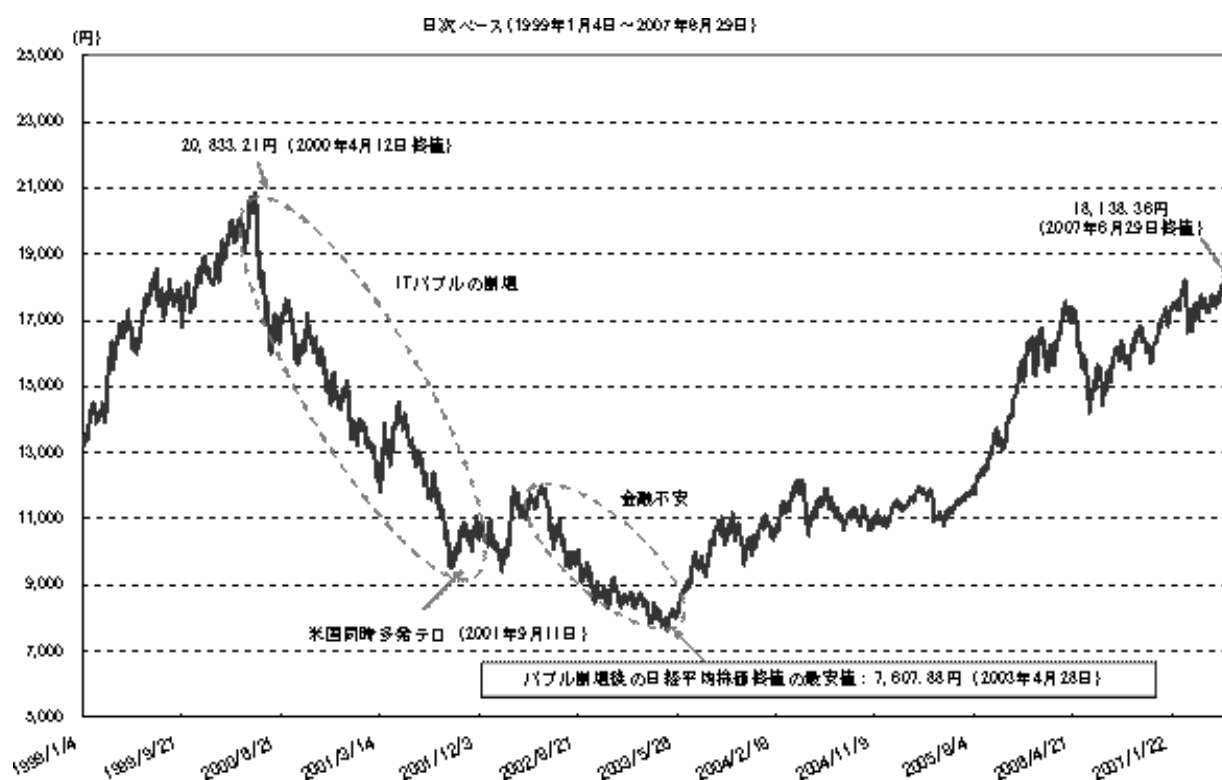
*前記数値は組入予定債券をファンド資産として100%組入れた場合に想定されるものです。

*この試算は各仮定に基づいて算出したものであり、実際の運用成果を事前に保証するものではありません。

*前記数値は、有価証券届出書提出日現在の個人の受益者に対する課税としての税率で試算しておりますので、収益分配金ならびに途中解約時及び償還時の元本超過額には、平成21年3月31日までは10%、平成21年4月1日以降は20%の税金が課されることを前提として試算しております（税法の変更により前記税率は変更されております。税法が変更・改正された場合は、前記内容が変更になることがあります）。

平成20年10月8日の日経平均株価終値が元本確保レベル（9,499.2920円）を下回ったため、満期償還する場合の元本確保機能はなくなりました。従って、満期償還時の償還価額は、ケースB）が適用されます。

《日経平均株価の推移》



*前記グラフの日経平均株価のデータは日次ベースです。

（ブルームバーグ等のデータに基づいてアムンディ・ジャパン株式会社株式会社が作成）

*前記のグラフは過去のデータに基づき作成したものであり、将来を予測・保証するものではありません。

<ご参考：スタート日経平均株価とそのスタート日経平均株価から20%ならびに40%下落した日経平均株価の水準>

スタート日経平均株価の例	19,500円	19,000円	18,500円	18,000円	17,500円	17,000円
20%下落した日経平均株価の水準	15,600円	15,200円	14,800円	14,400円	14,000円	13,600円
40%下落した日経平均株価の水準	11,700円	11,400円	11,100円	10,800円	10,500円	10,200円

*前記のスタート日経平均株価は説明のための例であり、実際のスタート日経平均株価とは異なります。

*実際のスタート日経平均株価は、平成19年9月11日（火）、12日（水）、13日（木）の3営業日間の東京証券取引所における日経平均株価終値の平均値となります。

*当ファンドのスタート日経平均株価は、15,832.1533円に決定しました。

《主要投資対象とする円建債券の概要》

当ファンドが主要投資対象とする円建債券の概要は、後記の通りです。

発行情報

発行体	有価証券届出書提出日現在においてAA - 格（スタンダード&プアーズ社）以上またはAa3格（ムーディーズ社）以上のいずれかの格付を有する発行体、もしくは同等以上の格付を有する金融機関が保証を与える発行体が発行する円建債券に投資します。 発行体は後記の通りです。																		
	ドイチェバンク・アーゲー・ロンドン（Deutsche Bank AG London）： ドイツ最大、世界でも有数のユニバーサル・バンキング・グループであるドイツ銀行グループに属します。ドイチェバンクは、リテール・バンキング、プライベート・バンキング、資産運用業務等幅広い金融業務を展開しています。 ドイチェバンクの格付は、A + 格（スタンダード&プアーズ社）、Aa3格（ムーディーズ社）（2010年11月10日現在）です。																		
	< ドイチェバンク主要財務データ >																		
	<table><tr><td></td><td>2007年</td></tr><tr><td>ROE</td><td>18.0%</td></tr><tr><td>総収益</td><td>約5.0兆円</td></tr><tr><td>当期純利益</td><td>約1.0兆円</td></tr><tr><td>総資産</td><td>約329.2兆円</td></tr><tr><td>支店数</td><td>1,889</td></tr><tr><td>（うちドイツ国内）</td><td>（ 989）</td></tr><tr><td>従業員数</td><td>78,291</td></tr><tr><td>（うちドイツ国内）</td><td>（ 27,779）</td></tr></table>		2007年	ROE	18.0%	総収益	約5.0兆円	当期純利益	約1.0兆円	総資産	約329.2兆円	支店数	1,889	（うちドイツ国内）	（ 989）	従業員数	78,291	（うちドイツ国内）	（ 27,779）
		2007年																	
ROE	18.0%																		
総収益	約5.0兆円																		
当期純利益	約1.0兆円																		
総資産	約329.2兆円																		
支店数	1,889																		
（うちドイツ国内）	（ 989）																		
従業員数	78,291																		
（うちドイツ国内）	（ 27,779）																		
ROE（株主資本利益率）は、平均株主持分合計利益率（税引後）を使用。 換算レート：1ユーロ = 163.00円。出所：Deutsche Bank – Annual Report 2007																			
債券の種類	円建債券/利付債 （ユーロ市場で発行される円建債券。為替リスクは有しません）																		
償還期限	約5年以内																		
1券面あたりの額面	100,000円																		

円建債券の特色

日経平均株価のオプション を内包しており、日経平均株価の水準により価格（償還価格を含む）が変動する性質を有しています。複数のオプションの合成により、償還時の損益が予め決められた数値になるよう設計されています。

「オプション取引」とは、予め定められた期日あるいは期間内に予め定められた価格で有価証券等を売買する選択権付取引のことで、一定期間内に特定の価格で売買する権利を、プレミアム（オプション価格）の受払によって行う取引をいいます。

(2)【投資対象】

投資対象資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条及び第20条に定めるものに限りま）

指図することができます。

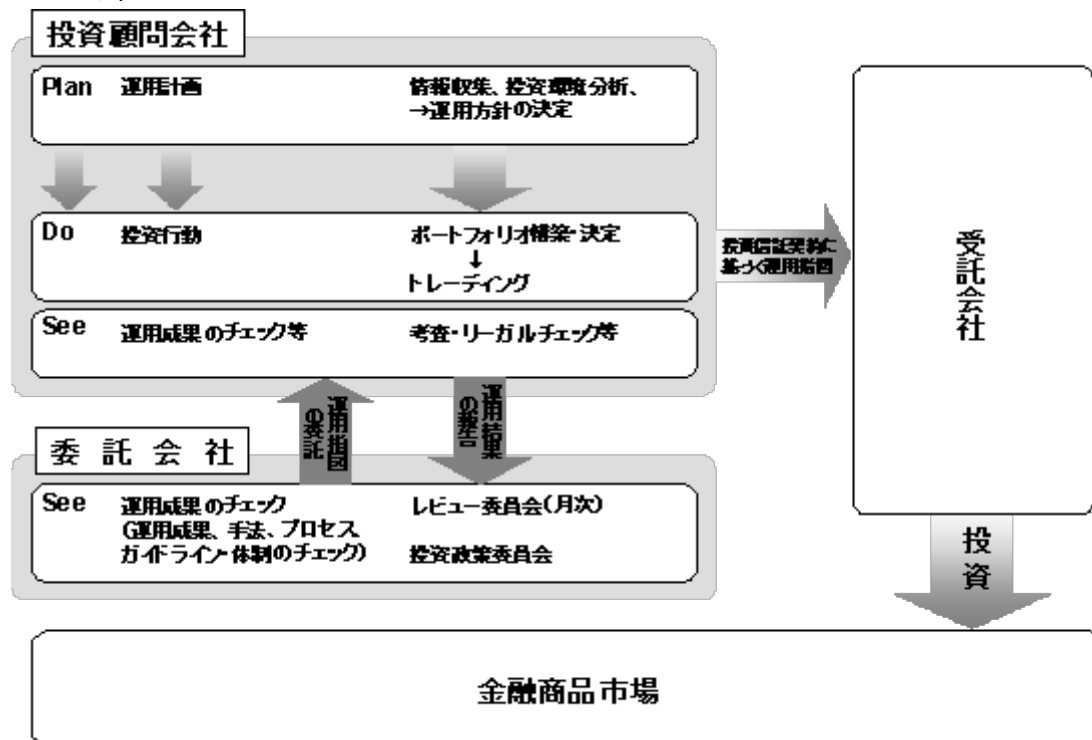
- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

金融商品による運用の特例

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記の1)から6)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となります。



ファンドの運用組織は以下のとおりです。

運用計画・・・・・・・・・・運用本部各運用部（7名程度）

投資行動・・・・・・・・・・運用本部所属ファンド・マネージャー（7名程度）

運用成果のチェック・・レビュー委員会（7名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・証券投資信託の運用に関する規則
- ・証券先物取引に関する社内基準
- ・服務規程（ファンド・マネージャー用）
- ・各種業務マニュアル
- ・リスク管理基本規程
- ・コンプライアンス・マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

当ファンドは、毎決算時に、原則として次の方針により分配を行います。

1) 分配対象収益の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の元本超過額または配当等収益のいずれか多い額とします。

2) 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定しますが、分配金判定日（設定後約半年後から半年毎に1回）の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一定水準（「分配基準レベル」）以内の下落であれば約200円、一定水準を超えて下落した場合は約20円（1口当たり/税引前）の分配金のお支払いを目指します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配

- 1) 収益分配可能額は、毎計算期間の末日において、信託事務等の諸費用及び信託報酬（共に消費税等相当額含む）控除後、収益分配前の信託財産の純資産総額に応じ、次に掲げる額とします。
 - () 当該純資産総額が、当該元本額以上の場合には、当該元本超過額または配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ）から、信託事務等の諸費用及び信託報酬（共に消費税等相当額含む）ならびに計算期間中の一部解約額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額のいずれが多い額。
 - () 当該純資産総額が、当該元本額に満たない場合には、信託財産に属する配当等収益から信託事務等の諸費用及び信託報酬（共に消費税等相当額含む）ならびに計算期間中の一部解約額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額。
 - () 委託会社は前記()()の収益分配方式に従い収益分配を行います。分配金判定日（設定後約半年後から半年毎に1回）の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一定水準（「分配基準レベル」）以内の下落であれば約200円、一定水準を超えて下落した場合は約20円（1口当たり/税引前）の分配金のお支払いを目指します。
- 2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払

- 1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます）に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日（休日の場合は、翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始）。
- 2) 前記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者が、収益分配金について前記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(5)【投資制限】

当ファンドの信託約款で定める投資制限

- 1) 外貨建資産への投資制限
委託会社は、外貨建資産への投資は行いません。
- 2) 株式への投資制限
株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます）への投資は、信託財産の純資産総額の80%以下とします。
- 3) 投資信託証券への投資制限
投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 同一銘柄の株式等への投資制限
 - (a) 同一銘柄の株式への投資は取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
 - (b) 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 5) 同一銘柄の転換社債等への投資制限
委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものの時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 6) 先物取引等の運用指図

(a) 委託会社は、わが国の取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ）ならびに外国の取引所等（外国における店頭市場を含みます）におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

(b) 委託会社は、わが国の取引所等における金利にかかる先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

7) スワップ取引の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8) 金利先渡取引の運用指図

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(e) 金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

9) 有価証券の貸付けの指図及び範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

・ 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

・ 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(b) 有価証券の貸付けが前記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

10) 公社債の空売りの指図及び範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けすることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 前記売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

11) 公社債の借入れ

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) 公社債の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

12) 資金の借入れの制限

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間若しくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- (c) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

13) 受託者による資金の立替え

- (a) 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (b) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (c) 立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令により禁止または制限される取引等

1) 同一法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなる場合において、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することはできません。

2) デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理

的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

- (1) 当ファンドは、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。従って、当ファンドは、金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。また、当ファンドは、預金保険の対象ではなく、信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属することとなります。なお、当ファンドは、全信託期間（繰上償還または満期償還まで）にわたってご投資頂くことを前提として設計しておりますので、信託期間中の途中解約による売買差益の追求等には適しておりません。以下は、当ファンドに関して考えられ得る主なリスクです。

一般的経済状況

市場及び投資資産は、金利、政府による政策や貿易、外国為替レートといったマクロ経済的な要因に影響を受ける可能性があります。かかる要因により予期せぬ変動が起こり、投資資産の価格自体だけでなくボラティリティにも影響が及ぶ可能性があります。

市場リスク

- ・ 上場、非上場にかかわらず、有価証券への投資にはリスクが伴います。有価証券の価格は経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により変動します。従って、当ファンドの基準価額は、現在の当ファンドが置かれている投資環境により変動します。債券及びその他確定利付証券への投資もリスクを伴います。債券価格は金利によって変動し、金利が上昇すると債券価格は下がります。債券及びその他確定利付証券の市場価格は、発行体の債務不履行や流動性リスクなどの信用リスクの影響も受けます。
- ・ 当ファンドが主要投資対象とする円建債券は、日経平均株価の下落または市場金利の上昇等によっては、価格が下落する傾向があります。このため、日経平均株価が下落または市場金利が上昇した場合等には、当該債券の価格が下落することにより、当ファンドの基準価額が下落することがあります。

市場参加リスク

当ファンドが（直接若しくは間接に）取引または投資を行う相手方であり、または当ファンドの信託財産の保管を委託されるブローカー会社及び銀行を含む機関は、営業能力または当ファンドの資本ポジションを損なうような財政困難に直面することがあります。

相手方当事者の債務不履行

当ファンドが取引を行う一定の組織化された市場が、主たる市場になります。かかる市場において、当ファンドは相手方当事者の債務不履行による影響を受けます。

破産または債務不履行

- ・ 相手方当事者が破産した場合、本来ならば相当の利益を得ていたと思われる場合でも、当ファンドの資金を回収することは不可能となり、受益者は多大な損失を被ることがあります。
- ・ 債券への投資は、該当する発行体の財政状況、一般的な経済状況、若しくはその両方、あるいは金利の予期せぬ上昇により、特に債務超過の発行体が利払い・元本償還能力を失うおそれのある場合、不利な変動をすることがあります。該当する発行体の利払い・元本償還能力は、（発行体）企業の特定の事業展開や、特定の経営プランの実現不能若しくは追加的資金調達が不可能な場合にも、不利な変動をするおそれがあります。また、景気の低迷や金利上昇は、債務証券の発行体の債務不履行の可能性を増大させるおそれがあります。
- ・ 当ファンドは、有価証券届出書提出日現在においてAA - 格（スタンダード&プアーズ社）以上またはAa3格（ムーディーズ社）以上のいずれかの格付を有する発行体、もしくは同等以上の格付を有する金融機関が保証を与える発行体が発行する円建債券を高位に組入れ、その債券の価格が日経平均株価の変化率に応じて決定されます。発行体の選別に関しては、アムンディ インベストメント・ソリューションズが慎重に行います。しかしながら、債券を発行する発行体、もしくは保証を与える金融機関が倒産及びその他の理由により当該債券の利息及び償還金を予め決められた条件で支払

うことができなくなる（債務不履行＝デフォルト）リスク（信用リスク）を有しています。デフォルトが生じたとき、またはデフォルトが生じる可能性が高まったときには、当該債券の価格は大きく下落するまたは償還金が支払われなくなる可能性があることから、当初元本を大幅に下回る可能性があります。

- ・投資した債券の発行体、もしくは保証を与える金融機関の格付が著しく劣化した場合等には、委託会社の判断で、当該債券を途中売却することがあります。この場合においては、当該債券の売却価格（時価）は大幅に下落しており、当ファンドに大きな売却損が発生することがあります。また、投資した債券が単一銘柄の場合、途中売却により当ファンドを繰上償還することとなりますが、その際の償還時の当ファンドの基準価額は、途中売却により売却損が発生するため、前述した償還時基準価額の計算方法は適用されません。
- ・投資した債券の発行体、もしくは保証を与える金融機関の信用状況の変化等によっては、分配金の一部または全額をお支払いできない場合もあります。

ビジネスリスク

一般に、投資した企業の経営等に重大な危険が生じた場合には、当ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

- ・一般に、市場規模や取引量が小さい組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・当ファンドが主に投資する円建債券は、当該債券の残存期間中における一部売却に関して、少なくとも当該債券の値付業者が当該債券を買取る形式が取られており、流動性の確保が図られております。ただし、当該債券の発行体が前記 に記載した状況となった場合、当該債券の残存期間中における一部売却に当該債券の値付業者が対応できなくなることがあります。

政治的リスク

ある国の政治状況が、当ファンドが投資する国の証券価値に影響をもたらすことがあり、結果として当ファンドの基準価額にも影響をもたらされることがあります。

特定の債券への銘柄集中によるリスク

- ・当ファンドは、原則として円建債券を高位に組入れます。また、原則として設定時に一度組入れた銘柄は満期償還まで保有することから、複数銘柄に分散投資された投資信託に比べ、当該債券が及ぼす基準価額への影響が強くなります。信用リスクが顕在化した場合など、流動性が低くなるため当該債券の一部売却ができなくなり、そのために当ファンドの価額が下落する可能性があります。
- ・投資した債券が単一銘柄になった場合、途中売却により売却損が発生する可能性があります。これによって基準価額が下落することが考えられます。
- ・スタート日経平均株価決定後に円建債券が発行されることから、日経平均株価の動向によっては、評価額が発行直後に変動し、基準価額に影響を与えることがあります。

価格変動リスク

当ファンドが主要投資対象とする円建債券は、日経平均株価の下落及び金利の上昇等により価格が下落するリスクがあります。当該債券が値下がりした場合、当ファンドの基準価額が下落し、当初元本を下回る可能性があります。当ファンドは、繰上償還の場合に元本確保機能があります。また、元本確保判定期間において、日々の日経平均株価終値が、予め決められた一定水準以下に下落しない場合は、償還時の元本確保機能がありますが、一定水準以下に下落した場合には、償還時基準価額は日経平均株価と同じ率で変化した価額プラス分配金相当額となり、元本確保機能がなくなります。具体的には、元本確保判定期間中に日々の日経平均株価終値がスタート日経平均株価と比較して一度でもマイナス40%以下に下落した場合、当初元本を下回る可能性があります。なお、当ファンドが投資する円建債券は性質上、株価上昇時の償還価格には上限（当ファンドの基準価額ベースで約10,200円）があり、日経平均株価が大幅な上昇となった場合、上昇メリットを十分に享受できませんのでご注意ください。

最終回分配金相当額を考慮した場合、

目標収益分配金額に関するリスク

- ・当ファンドが、分配金判定日（設定後約半年後から半年毎に1回）の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一定水準（「分配基準レベル」）以内の下落であれば約200円（1口当たり/税引前）、一定水準を超えて下落した場合は約20円（1口当たり/税引前）の分配金をお支払いしますと表示している目標収益分配金額は平成19年6月27日時点において目標としている運用成果であり、将来の市場環境等により変更されることがあります。
- ・表示されている目標収益分配金額は将来の運用成果等を約束するものではありません。
- ・日本及び当ファンドの運用に関連する国の法令、税制及び会計基準等の変更により、表示されている目標収益分配金額の支払が予定通り行われなくなる場合があります。

解約制限

- ・当ファンドは、平成20年4月1日（火）以降平成24年7月20日（金）までの毎月の途中解約及び特別な事由による途中解約（特別解約）の場合を除き、償還日まで換金できません。さらに、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情*があるときは、途中解約の申込の受付が中止されることがあります。なお、途中解約の際には信託財産留保額0.5%が差引かれます。
*東京証券取引所において日経平均株価を構成する株式の20%以上の銘柄の取引が停止される場合、または日経平均株価に関する先物取引が停止される場合等を指します。
- ・当ファンドは、繰上償還日における元本の確保及び満期償還日における元本損失リスクの軽減を目指して運用されますが、信託期間中の途中解約の際に適用される価額は、組入債券の部分売却が可能である価格（時価）を基に算出したものとなり、実勢での取引となるため、日経平均株価の水準に関わらず当初元本を割り込むことがあります。
- ・信託期間中に途中解約される場合、各種リスク要因により当ファンドの基準価額が変動するため、前述した償還時基準価額の計算方法は適用されません。
- ・当ファンドは毎月の途中解約及び特別な事由による途中解約（特別解約）が可能です。解約価額はお客様が既に受取られた分配金を考慮しても当初元本を下回る水準となる可能性が高いのでご注意ください。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する要因になります。

デリバティブ取引に伴うリスク

- ・当ファンドは、金融派生商品に投資することがあります。金融派生商品とは、その価値が組入資産、指標金利に由来し若しくは派生する金融契約形態です。組入資産及び指標金利には、債券、株式、金利、為替レート、債券指標、株式指標が含まれます。
- ・金融派生商品は、運用の専門家が適正に利用することで有効な運用手段となりえますが、金融派生商品は伝統的な運用資産への投資に伴うリスクとは異なる、より大きなリスクを伴うことがあります。金融派生商品にかかるリスクとしては、市場リスク、経営リスク、信用リスク、流動性リスク及びレバレッジリスクが挙げられます。
- ・オプション及び先物を含む投資資産のリスクは非常に高いといえます。
- ・オプション取引においては、短期間のうちに全ての投資額を失うこともあり得ます。特に、理論上コール・オプションの発行は無限大にリスクを広げることになります。
- ・先物の価格は非常に変動しやすいといえます。先物取引において通常要求される低い証拠金額のため、典型的な先物取引口座ではレバレッジの程度が非常に高くなります。その結果、先物契約における比較的小さな価格の変動が大きな損失を生じることがあります。
- ・運用に活用されるデリバティブは、信託財産の価値が無意味に変動するのを防ぐという役割を担っているということが指摘されます。利益を相殺すれば、このような戦略により損失のリスクは軽減されますが、完全にリスクを回避することは不可能です。

日経平均株価の銘柄構成入替えのリスク

日経平均株価の銘柄構成変更（平成12年4月には30銘柄の入替え実施がありました）、株式市場自体の変化などにより、日経平均株価の指標性や価格変動性などが大きく変化した場合、基準価額に影響が及ぶ可能性があります。ただし、当ファンドの償還価額の決定方法に変更はありません。ま

た、将来、日経平均株価が消滅する可能性もあります。その場合、委託会社の判断で円建債券を売却し、安定運用に切り替えることから、当ファンドの目標とする商品性とは全く異なる収益・損失になる可能性があります。

規制の変更

- ・法令、税制及び会計基準等は今後変更される可能性もあります。
- ・将来規制が変更された場合、当ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。
- ・当ファンドが目標とする分配金額及び償還時（繰上償還時及び満期償還時）基準価額は、平成19年5月末現在の日本及び当ファンドの運用に関連する国の法令、税制（消費税等の料率を含む）及び会計基準等に基づいて試算されているため、将来における当該事項の改正及び変更によっては、本書に表示されている通りにはならないことがあります。

その他

- ・当ファンドが投資する円建債券は単一銘柄となることがあります。
- ・当ファンドが繰上償還になるかどうかの判定が行われる日（繰上償還判定日）は、設定後約1年後から毎年8月6日及び2月6日（休日の場合は翌営業日）の各一日だけです。したがって、当該判定日の前営業日や翌営業日の日経平均株価終値が償還基準レベルに達していたとしても、当該判定日当日における日経平均株価終値が償還基準レベルに達していなければ繰上償還とはなりません。
- ・信託期間中の基準価額は日経平均株価の変化を償還時と同じように反映するものではありません。
- ・前記以外にも、組入有価証券の売買委託手数料、監査費用の負担及びこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ・短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券の一部を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。また、前述した償還時の基準価額の計算方法が適用されないことがあります。
- ・証券市場及び外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化若しくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、当初元本を下回る可能性があります。

(2) 投資信託についての一般的な留意事項です。

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託は預金ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象とはなりません。
- ・投資信託は値動きのある証券に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（証券会社・銀行は販売の窓口となります）。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料等がかかります。

(3) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

- ・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

・運用リスクの管理

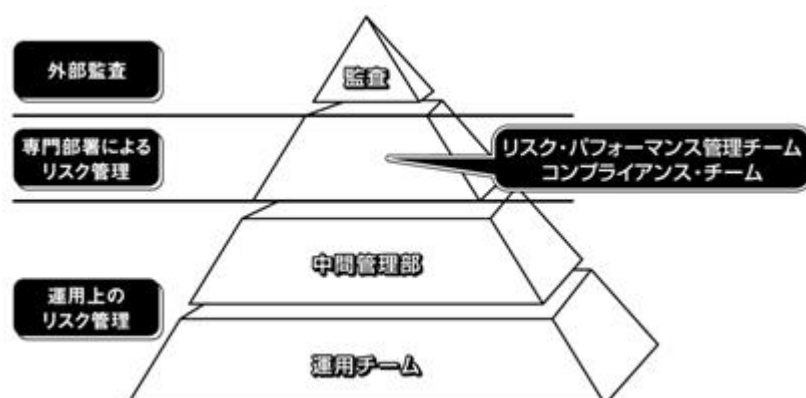
リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

（ご参考）

《アムンディ インベストメント・ソリューションズ(投資顧問会社)のリスク管理体制》

親会社であるアムンディのリスク管理ツール及びリスク管理プロセスに準じます。アムンディ インベストメント・ソリューションズのリスクモニター及びリスク管理は次の3段階で行っています。



・運用上のリスク管理

当ファンドの運用を担当するストラクチャード商品運用チームは、中間管理部・業務部とともに、多数のツールを活用し、市場データやポートフォリオ分析、実際のポートフォリオのポジション流動性、パフォーマンスのモニタリング、リスク試算等を行います。モニタリングだけでなく、ポートフォリオ対規約規制、顧客の指定規約や社内規程の遵守状況の確認、対参照インデックスのモニター、発行体と結ぶ特異なスワップ評価のコントロールを行います。

・専門部署によるリスク管理

リスク・パフォーマンス管理チームは、社内規制のモニタリングとして、市場リスク、発行体信用リスク及び運用監査の3項目のチェックを行います。特に、発行体信用リスク管理チームは、債券発行体の発行金額や償還等の制限を定義する重要な役割を果たします。ファンド・マネージャーとは別のレポートラインを持ち、投資決定での独立性が確保されます。

また、コンプライアンス・チームは社内外の法令遵守等についてのチェックを行います。

・外部監査

クレディ・アグリコル エス・エー（アムンディの母体）及びアムンディの独立した監査チームが、適切な業務遂行とリスク管理システムの適切性の調査を随時行います。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、申込口数に1口当たり157.50円（税抜150円）を上限として販売会社が定める額を乗じて得た金額となります。

申込手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額は、申込金額（10,000円×申込口数）の中に含まれております。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。また、委託会社のインターネットホームページ（<http://www.amundi.co.jp>）でも販売会社のお申込手数料等がご覧いただけます。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

ただし、当該換金時（途中解約時）には、基準価額から0.5%の信託財産留保額 が差引かれます。

途中解約に対応して有価証券等の取引を行う場合には、売買委託手数料等のコストが発生する他、組入有価証券等の市場価格が変動するリスクを信託財産が負うことになります。

信託財産留保額は、こうしたコスト等の負担について、受益者間の公平性に資する目的で導入されています。この信託財産留保額は、当ファンド自体に留保されます。

(3)【信託報酬等】

当ファンドから支払われる費用は、後記の通りです。

時期	信託報酬			方法
設定時	信託報酬の総額	信託財産の当初設定時元本総額に対し、1.575%（税抜1.50%）を乗じて得た金額		当ファンド設定日の受益権口数に対応する金額を信託財産中から支弁します。
	信託報酬の配分	委託会社	0.7875% （税抜0.75%）	
		《委託会社報酬の内 投資顧問会社分*》	《税抜0.225%以内》	
		販売会社	0.756% （税抜0.72%）	
		受託会社	0.0315% （税抜0.03%）	

*日本国外においてかかる費用（信託報酬の配分のうち、投資顧問報酬等）に関しては、消費税が課されません。

(4)【その他の手数料等】

資金の借入れにかかる借入金の利息

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

信託事務等の諸費用及び監査報酬

1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

2) 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁することを原則とします（上限75万円（1回当たり、税込））（本書

作成日現在))。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料

信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税については、次のような取扱いとなります。なお、税法が変更・改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります（下記は、平成22年9月末日現在の税法に基づきます）。

個人の受益者に対する課税

時期	適用期間	条件	内容
途中解約時 償還時	平成23年12月31日まで	課税対象	解約価額又は償還価額から取得費（申込手数料等を含みます）を控除した場合に生じる利益（譲渡所得）
		源泉徴収の有無	無 ¹
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ²
		税率	確定申告による税率は、10%（所得税7%、地方税3%）となります。
	平成24年1月1日以降	課税対象	解約価額又は償還価額から取得費（申込手数料等を含みます）を控除した場合に生じる利益（譲渡所得）
		源泉徴収の有無	無 ¹
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ²
		税率	確定申告による税率は、20%（所得税15%、地方税5%）となります。
収益分配時	平成23年12月31日まで	課税対象	収益分配金（配当所得）
		源泉徴収の有無	有（10%の税率で源泉徴収）
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ³ 又は確定申告による総合課税又は申告不要 ⁴
		税率	申告分離課税の場合は、10%（所得税7%、地方税3%）の税率となります。 確定申告による総合課税の場合は所得税の累進税率が適用されます。 申告不要の場合は10%（所得税7%、地方税3%）の源泉徴収税額で納税が完了します。
	平成24年1月1日以降	課税対象	収益分配金（配当所得）
		源泉徴収の有無	有（20%の税率で源泉徴収）
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ³ 又は確定申告による総合課税又は申告不要 ⁴
		税率	申告分離課税の場合は、20%（所得税15%、地方税5%）の税率となります。 確定申告による総合課税の場合は所得税の累進税率が適用されます。 申告不要の場合は20%（所得税15%、地方税5%）の源泉徴収税額で納税が完了します。

1 特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合には、平成23年12月31日までは10%の税率で、平成24年1月1日以降は20%の税率で源泉徴収が行われます。

2 特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合においては、申告不要とすることができます。

3 申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能となります。

4 特定口座（源泉徴収選択口座）内において、上場株式等の譲渡損失と配当所得の金額との損益通算が可能となります。

法人の受益者に対する課税

時期	適用期間	条件	内容
----	------	----	----

途中解約時 償還時	平成23年12月31日まで	課税対象	元本超過額
		源泉徴収の有無	有(7%の税率による源泉徴収(所得税))
	平成24年1月1日以降	課税対象	元本超過額
		源泉徴収の有無	有(15%の税率による源泉徴収(所得税))
収益分配時	平成23年12月31日まで	課税対象	収益分配金
		源泉徴収の有無	有(7%の税率による源泉徴収(所得税))
	平成24年1月1日以降	課税対象	収益分配金
		源泉徴収の有無	有(15%の税率による源泉徴収(所得税))

お客様の投資元本（1口につき10,000円をいいます）を上回る金額に対して課税されます。

当ファンドの収益分配金は、配当控除・益金不算入制度の適用対象外となります。

当ファンドの会計上・税務上の取扱については、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

5【運用状況】

以下は平成22年10月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

（1）【投資状況】

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	イギリス	5,224,537,680	91.74
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	469,898,506	8.25
合計（純資産総額）		5,694,436,186	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	額面	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	イギリス	社債券	DEUTSCHE BANK 日 経225 リンク債	9,600,400,000	96.35	9,249,985,400	54.42	5,224,537,680	(注2)	2012/08/28	91.74

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

（注2）利率は、分配金判定日の日経平均株価終値がスタート日経平均株価と比較してマイナス20%以内の下落の場合は2.11%となります。マイナス20%を超えて下落した場合は0.29%となります。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
外国	社債券	91.74
合計		91.74

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

平成22年10月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末（平成20年 3月 6日）	9,632,281,318	9,877,399,318	7,859	8,059
第2計算期間末（平成20年 9月 8日）	9,293,803,985	9,537,241,985	7,635	7,835
第3計算期間末（平成21年 3月 6日）	5,786,928,519	5,810,921,319	4,824	4,844
第4計算期間末（平成21年 9月 7日）	7,661,381,627	7,684,673,627	6,579	6,599
第5計算期間末（平成22年 3月 8日）	7,204,547,226	7,226,352,226	6,608	6,628

第6計算期間末（平成22年 9月 6日）	5,767,387,002	5,787,418,602	5,758	5,778
平成21年10月末日	7,310,007,864	-	6,344	-
11月末日	6,596,746,577	-	5,814	-
12月末日	7,590,521,084	-	6,824	-
平成22年 1月末日	7,390,673,536	-	6,675	-
2月末日	7,030,175,308	-	6,448	-
3月末日	7,616,961,642	-	7,137	-
4月末日	7,410,190,543	-	6,990	-
5月末日	6,523,031,618	-	6,246	-
6月末日	6,286,641,039	-	6,111	-
7月末日	6,291,702,896	-	6,166	-
8月末日	5,807,507,547	-	5,798	-
9月末日	5,957,432,158	-	6,086	-
10月末日	5,694,436,186	-	5,931	-

【分配の推移】

期間		1口当たり分配金（円）
第1計算期間	自 平成19年 9月10日 至 平成20年 3月 6日	200.0000
第2計算期間	自 平成20年 3月 7日 至 平成20年 9月 8日	200.0000
第3計算期間	自 平成20年 9月 9日 至 平成21年 3月 6日	20.0000
第4計算期間	自 平成21年 3月 7日 至 平成21年 9月 7日	20.0000
第5計算期間	自 平成21年 9月 8日 至 平成22年 3月 8日	20.0000
第6計算期間	自 平成22年 3月 9日 至 平成22年 9月 6日	20.0000

【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第1計算期間	自 平成19年 9月10日 至 平成20年 3月 6日	19.4
第2計算期間	自 平成20年 3月 7日 至 平成20年 9月 8日	0.3
第3計算期間	自 平成20年 9月 9日 至 平成21年 3月 6日	36.6
第4計算期間	自 平成21年 3月 7日 至 平成21年 9月 7日	36.8
第5計算期間	自 平成21年 9月 8日 至 平成22年 3月 8日	0.7
第6計算期間	自 平成22年 3月 9日 至 平成22年 9月 6日	12.6

(注)収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間末分配付基準価額 - 当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）×100

ただし、第1計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	自 平成19年 9月10日 至 平成20年 3月 6日	1,225,590	—	1,225,590
第2計算期間	自 平成20年 3月 7日 至 平成20年 9月 8日	—	8,400	1,217,190
第3計算期間	自 平成20年 9月 9日 至 平成21年 3月 6日	—	17,550	1,199,640
第4計算期間	自 平成21年 3月 7日 至 平成21年 9月 7日	—	35,040	1,164,600
第5計算期間	自 平成21年 9月 8日 至 平成22年 3月 8日	—	74,350	1,090,250
第6計算期間	自 平成22年 3月 9日 至 平成22年 9月 6日	—	88,670	1,001,580

(注1) 全て本邦内におけるものです。

(注2) 設定口数は、当初設定口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドは、販売会社によって、募集期間中(平成19年8月13日（月）から平成19年9月7日（金））の各営業日に募集が行われました。

2【換金（解約）手続等】

1）途中解約の受付

途中解約とは信託約款上の一部解約と同意義です。

- (a) 受益者は、平成20年4月1日（火）以降平成24年7月20日（金）までの期間について、毎月20日を解約申込日として、委託者に1口単位をもって途中解約の申込をすることができます。

ただし、解約申込日は、当該日が東京証券取引所の営業日かつパリの銀行営業日であることとします（いずれか休業日・祝休日の場合には該当しません）。そうでない場合には、その条件の該当する翌営業日とします。

なお、繰上償還判定日において繰上償還が決定した場合、繰上償還決定後の途中解約の申込は、原則として受付けられないものとし、前月の解約申込日の翌日以降当該判定日までに販売会社において受付けた解約申込は受付取消とし、繰上償還するものとしします。

- (b) 前記(a)の規定にかかわらず、受益者（受益者死亡の場合はその相続人、また破産の場合はその破産管財人等）は、次の特別な事由による場合に限り、毎営業日を解約申込日として、途中解約（特別解約）の申込をすることができます。

- ・ 受益者が死亡したとき
- ・ 受益者が天災地変その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
- ・ 受益者が破産手続開始決定を受けたとき
- ・ 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
- ・ その他 ． から ． に準ずる事由があるものとして委託会社が認めるとき

- (c) 受益者が途中解約の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。この場合において、受益者が、前記(b)に規定する事由によりその申込をするときは、委託会社及び委託会社の指定する販売会社は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求めることができるものとしします。

2）途中解約取扱期間と解約価額

- (a) 途中解約の申込の受付は、平成20年4月1日（火）以降平成24年7月20日（金）までの期間における月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午後3時までとさせていただきます。午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日でのお取扱いとさせていただきます。

- (b) 販売会社は、解約申込日が東京証券取引所の休業日ならびにパリの銀行休業日と同一の場合においては、途中解約を受付けられないものとしします。

- (c) 解約価額は、解約申込日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た信託財産留保額を差引いた額とします。

- (d) 解約代金は、解約申込日から起算して原則として7営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。

- (e) 解約価額は、組入債券の部分売却が可能である価格（時価）を基に算出しますので、償還時基準価額の計算方法は適用されません。

3）解約単位

1口単位とします。

4）解約価額の照会方法

解約価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。なお、解約価額は1口単位で表示されたものが発表されます。

当ファンドの解約価額について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：http://www.amundi.co.jp

5) 途中解約の申込の受付を中止する特別な場合

- (a) 金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情*があるときは、委託会社の判断で途中解約の申込の受付を中止すること、及び既に受付けた途中解約の申込の受付を取消すことができます。

*東京証券取引所において日経平均株価を構成する株式の20%以上の銘柄の取引が停止される場合、または日経平均株価に関する先物取引が停止される場合等を指します。

- (b) 途中解約の申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中解約申込を撤回できます。ただし、受益者がその途中解約申込を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、途中解約中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中解約の申込の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た信託財産留保額を差引いた額とします。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

1) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び信託約款に規定する借入有価証券を除きます）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます）を、計算日における受益権口数で除して得た金額をいいます。基準価額は、組入有価証券などの値動きにより、日々変動します。

2) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。なお、基準価額は1口単位で表示されたものが発表されます。当ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：http://www.amundi.co.jp

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は平成19年9月10日から平成24年9月6日までとします。ただし、後記「(5) その他 1) 信託の終了」に該当する場合、信託期間は前記満了日より前に終了することがあります。

(4)【計算期間】

- 1) この信託の計算期間は、原則として毎年9月7日から翌年3月6日及び3月7日から9月6日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成20年3月6日までとします。
- 2) 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

1) 信託の終了

- (a) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます（以下「繰上償還」といいます）。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - ・ 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - ・ 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10万口を下回った場合
 - ・ やむを得ない事情が発生したとき
 - ・ 次の場合においては、繰上償還の判定日から1ヵ月後にこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ・ 設定後約1年後から半年毎の繰上償還判定日における日経平均株価終値の水準が、予め定めた償還基準レベルを上回っている場合

委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

- 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 2) 前記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
 - 3) 当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
 - 4) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 5) 前記2) から4) までの規定は、前記 . の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2) の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合にも同様の取扱とします。
- (b) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - (c) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「2) 信託約款の変更」の(c)の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときに該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
 - (d) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合及び解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させ

ます。

2) 信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (b) 前記（a）の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- (c) 前記（b）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記（a）の信託約款の変更をしません。
- (d) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (e) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記（a）から（d）までの規定に従います。

3) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重要なものについて変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

5) 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

6) 関係法人との契約の更改等に関する手続

販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することができます。投資顧問会社との「投資顧問契約」にかかる契約の有効期間は、契約締結の日から、信託期間満了日または前記1)の信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても必要があるときは、契約の一部を変更することができます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託者が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます）に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休日の場合は当該償還日の翌営業日）の翌営業日）から受益者にお支払いします。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

途中解約（換金）請求権

- 1) 受益者は、1口単位で途中解約の実行を請求する権利を有します。
- 2) 解約代金は、解約申込日から起算して、原則として7営業日目から受益者にお支払いします。

帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧及び謄写の請求をすることができます。

反対者の買取請求権

信託契約の解約、または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。ただし、第5計算期間（平成21年9月8日から平成22年3月8日まで）については、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第35号）の附則第16条第2項本文を適用しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5計算期間（平成21年9月8日から平成22年3月8日まで）及び第6計算期間（平成22年3月9日から平成22年9月6日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

CAリスク軽減型インカムファンド07-9

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第5計算期間末 (平成22年 3月 8日)	第6計算期間末 (平成22年 9月 6日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	542,428,733	509,491,305
社債券	6,684,322,750	5,278,326,600
未収利息	743	697
流動資産合計	7,226,752,226	5,787,818,602
資産合計	7,226,752,226	5,787,818,602
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	21,805,000	20,031,600
その他未払費用	400,000	400,000
流動負債合計	22,205,000	20,431,600
負債合計	22,205,000	20,431,600
純資産の部		
元本等		
元本	1,2 10,902,500,000	1,2 10,015,800,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	3 3,697,952,774	3 4,248,412,998
元本等合計	7,204,547,226	5,767,387,002
純資産合計	7,204,547,226	5,767,387,002
負債純資産合計	7,226,752,226	5,787,818,602

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5計算期間 (自 平成21年 9月 8日 至 平成22年 3月 8日)	第6計算期間 (自 平成22年 3月 9日 至 平成22年 9月 6日)
営業収益		
受取利息	32,244,640	29,718,968
有価証券売買等損益	15,766,780	882,348,890
営業収益合計	48,011,420	852,629,922
営業費用		
その他費用	730,561	705,782
営業費用合計	730,561	705,782
営業利益又は営業損失（　）	47,280,859	853,335,704
経常利益又は経常損失（　）	47,280,859	853,335,704
当期純利益又は当期純損失（　）	47,280,859	853,335,704
期首剰余金又は期首欠損金（　）	3,984,618,373	3,697,952,774
剰余金増加額又は欠損金減少額	261,189,740	322,907,080
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	261,189,740	322,907,080
分配金	¹ 21,805,000	¹ 20,031,600
期末剰余金又は期末欠損金（　）	3,697,952,774	4,248,412,998

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第5計算期間 (自 平成21年 9月 8日 至 平成22年 3月 8日)	第6計算期間 (自 平成22年 3月 9日 至 平成22年 9月 6日)
1 . 有価証券の評価基準及び 評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価 で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品 取引業者、銀行等の提示する価額 (但し、売気配相場は使用しな い)、価格情報会社の提供する価 額で評価しております。	社債券 同左
2 . その他財務諸表作成のため の基本となる重要な事 項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末及び 当期末が休日のため、平成21年9月 8日から平成22年3月8日までと なっております。	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末が休 日のため、平成22年3月9日から平 成22年9月6日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第5計算期間末 (平成22年 3月 8日)	第6計算期間末 (平成22年 9月 6日)
1 設定年月日	平成19年9月10日	平成19年9月10日
設定元本額	12,255,900,000円	12,255,900,000円
期首元本額	11,646,000,000円	10,902,500,000円
元本残存率	88.9%	81.7%
2 計算期間末日における受益権の 総数	1,090,250口	1,001,580口
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は3,697,952,774円であ ります。	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は4,248,412,998円であ ります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5計算期間 (自 平成21年 9月 8日 至 平成22年 3月 8日)	第6計算期間 (自 平成22年 3月 9日 至 平成22年 9月 6日)
1 分配金の計算過程	1 分配金の計算過程

計算期間末における費用等控除後の配当等収益が31,514,079円であり、純資産額の元本超過額がないため、費用等控除後の配当等収益31,514,079円を分配対象収益として、うち21,805,000円を分配金額としております。		計算期間末における費用等控除後の配当等収益が29,013,186円であり、純資産額の元本超過額がないため、費用等控除後の配当等収益29,013,186円を分配対象収益として、うち20,031,600円を分配金額としております。			
A	当ファンドの配当等収益	32,244,640円	A	当ファンドの配当等収益	29,718,968円
B	経費	730,561円	B	経費	705,782円
C	差引配当等収益額（A - B）	31,514,079円	C	差引配当等収益額（A - B）	29,013,186円
D	当ファンドの当期末残存受益権口数	1,090,250口	D	当ファンドの当期末残存受益権口数	1,001,580口
E	当ファンドの期中平均残存受益権口数	1,126,155口	E	当ファンドの期中平均残存受益権口数	1,037,073口
F	分配可能額（C × D / E）	30,509,321円	F	分配可能額（C × D / E）	28,020,232円
G	1口当たり分配可能額（F / D）	27円	G	1口当たり分配可能額（F / D）	27円
H	1口当たり分配額	20円	H	1口当たり分配額	20円
I	分配額	21,805,000円	I	分配額	20,031,600円

（金融商品に関する注記）

（追加情報）

当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

金融商品の状況に関する事項

項目	第6計算期間 (自 平成22年 3月 9日 至 平成22年 9月 6日)
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、社債券であります。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。貸借対照表計上額の社債券の全額は、同一銘柄に投資されており、信用リスクが集中しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額の妥当性を確認するために、当ファンドの主要投資対象である社債券について独自評価を行っております。また、当該社債の発行体の信用格付、社債券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行い、定期的にリスク委員会に報告しております。

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
----------------------------	---

・金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第6計算期間（自 平成22年3月9日 至 平成22年9月6日）

貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。

2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（1）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品

第6計算期間（自 平成22年3月9日 至 平成22年9月6日）

短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。

（2）有価証券

有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。

（注）時価の算定方法

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。なお、社債券の評価に用いる合理的に算定された価格は、モンテカルロ・シミュレーション手法により計算して最適値を求めたものです。主な価格決定変数は、原資産価格、原資産のボラティリティ及び社債利回りです。

（3）デリバティブ取引

該当事項はありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第5計算期間末 （平成22年 3月 8日）		第6計算期間末 （平成22年 9月 6日）
	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
社債券	6,684,322,750	20,714,750	862,360,380
合計	6,684,322,750	20,714,750	862,360,380

（デリバティブ取引等に関する注記）

第5計算期間（自 平成21年9月8日 至 平成22年3月8日）

該当事項はありません。

第6計算期間末（平成22年9月6日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第5計算期間（自 平成21年9月8日 至 平成22年3月8日）

該当事項はありません。

第6計算期間（自 平成22年3月9日 至 平成22年9月6日）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	第5計算期間末 （平成22年 3月 8日）	第6計算期間末 （平成22年 9月 6日）
1口当たり純資産額	6,608円	5,758円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	額面	評価額	備考
社債券	日本円	DEUTSCHE BANK 日経225 リンク債	10,015,800,000	5,278,326,600	
		小計	10,015,800,000	5,278,326,600	
		銘柄数 組入時価比率	1 91.5%	100.0%	
	社債券 合計			5,278,326,600	
合計				5,278,326,600	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成22年10月末日現在

資産総額	5,694,522,119 円
負債総額	85,933 円
純資産総額（ - ）	5,694,436,186 円
発行済口数	960,040 口
1口当たり純資産額（ / ）	5,931 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成いたしません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます）に支払います。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

直近5年間ににおける主な資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

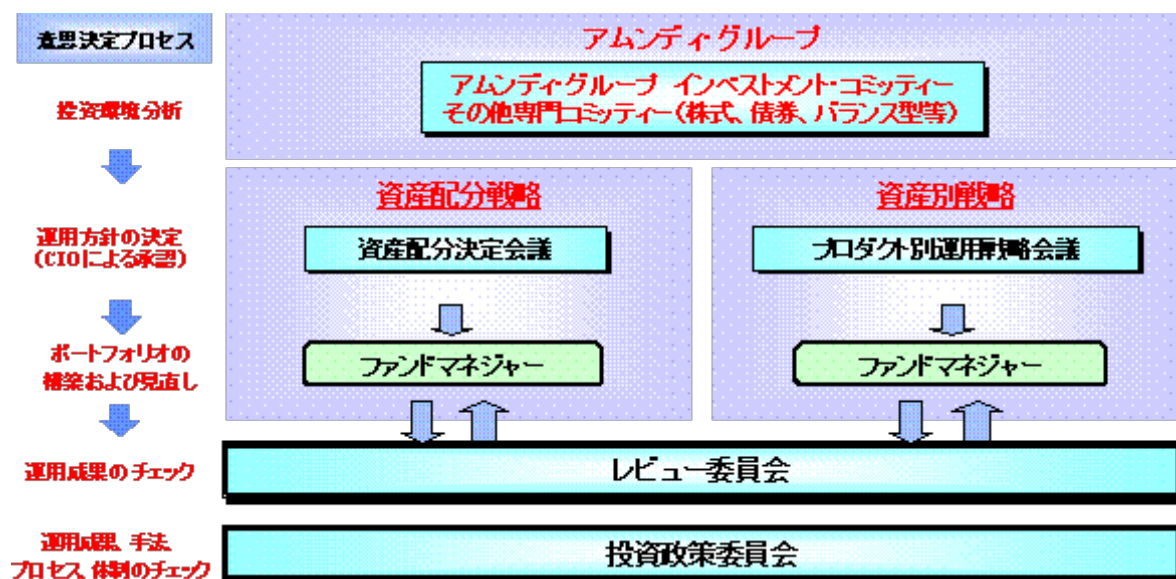
委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムンディグループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、グループの株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・アムンディグループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に行います。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部及び投資助言・代理業務を行っています。

営業の概況

平成22年10月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	132	362,290
単位型公社債投資信託	3	3,900
追加型株式投資信託	127	1,214,072
追加型公社債投資信託	1	19,434
合 計	263	1,599,696

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成されております。

第28期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。また、第29期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。

- (2) 財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して表示しております。

- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について監査法人トーマツの監査を受けており、第29期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

(1)【貸借対照表】

期 別 科 目	第28期 (平成21年3月31日現在)			第29期 (平成22年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
	千円	千円	%	千円	千円	%
(資産の部)						
流動資産						
1 現金・預金		3,156,430			3,573,505	
2 有価証券		304,050			1,304,815	
3 関係会社短期貸付金 *1		-			850,000	
4 前払費用		73,159			46,715	
5 未収還付法人税等		220,066			-	
6 未収入金		21,409			-	
7 未収委託者報酬 *1		361,039			806,446	
8 未収運用受託報酬 *1		520,720			739,788	
9 未収投資助言報酬 *1		32,635			50,560	
10 繰延税金資産		48,000			-	
11 立替金		18,097			37,211	
12 差入保証金		-			219,207	
13 その他 *1		5,088			8,268	
14 貸倒引当金		4			-	
流動資産計		4,760,688	69.2		7,636,513	93.3
固定資産						
1 有形固定資産						
(1)建物 *2	97,726			2,185		
(2)器具備品 *2	132,384			52,785		
有形固定資産計		230,109	3.3		54,969	0.7
2 無形固定資産						
(1)ソフトウェア	13,317			11,690		
(2)電話加入権	2,219			2,219		
無形固定資産計		15,536	0.2		13,909	0.2
3 投資その他の資産						
(1)投資有価証券	618,262			312,532		
(2)関係会社株式	168,117			162,693		
(3)関係会社長期貸付金 *1	850,000			-		
(4)長期未収入金	9,000			8,000		
(5)長期差入保証金	230,137			4,930		
(6)ゴルフ会員権	5,440			60		
(7)繰延税金資産	1,000			-		
(8)貸倒引当金	12,640			8,000		
投資その他の資産計		1,869,316	27.2		480,216	5.9
固定資産計		2,114,962	30.8		549,094	6.7
資産合計		6,875,650	100.0		8,185,607	100.0

期 別 科 目	第28期 (平成21年3月31日現在)			第29期 (平成22年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
	千円	千円	%	千円	千円	%
(負債の部)						
流動負債						
1 リース債務		11,731			6,242	
2 預り金	*1	180,159			128,289	
3 未払金						
(1)未払償還金	14,564			14,564		
(2)未払手数料	*1	219,436		445,389		
(3)その他未払金	*1	23,057		359,883	819,836	
4 未払費用	*1	161,982			190,445	
5 未払法人税等		-			224,022	
6 未払消費税等		9,336			42,047	
7 前受収益		167			167	
8 賞与引当金		87,177			65,000	
9 役員賞与引当金		15,578			18,000	
10 統合関連費用引当金		-			368,000	
11 その他		7,387			7,568	
流動負債計		730,574	10.6		1,869,617	22.8
固定負債						
1 リース債務		9,733			3,532	
2 賞与引当金		3,293			-	
3 役員賞与引当金		3,417			-	
固定負債計		16,444	0.2		3,532	0.0
負債合計		747,018	10.9		1,873,149	22.9
(純資産の部)						
株主資本						
1 資本金		1,200,000	17.5		1,200,000	14.7
2 資本剰余金						
(1)資本準備金	1,076,268			1,076,268		
資本剰余金計		1,076,268	15.7		1,076,268	13.1
3 利益剰余金						
(1)利益準備金	110,093			110,093		
(2)その他利益剰余金						
別途積立金	1,600,000			1,600,000		
繰越利益剰余金	2,143,031			2,327,410		
利益剰余金計		3,853,124	56.0		4,037,503	49.3
株主資本計		6,129,392	89.1		6,313,771	77.1
評価・換算差額等						
1 その他有価証券評価差額金		761	0.0		1,313	0.0
評価・換算差額等計		761	0.0		1,313	0.0
純資産合計		6,128,631	89.1		6,312,459	77.1
負債・純資産合計		6,875,650	100.0		8,185,607	100.0

(2)【損益計算書】

期 別 科 目	第28期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)			第29期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)		
	金 額		百分比	金 額		百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益						
1 委託者報酬	2,690,051			2,824,507		
2 運用受託報酬	2,180,523			2,081,219		
3 投資助言報酬	235,867	5,106,441	100.0	116,617	5,022,343	100.0
営業費用						
1 支払手数料	1,343,455			1,435,977		
2 広告宣伝費	37,759			12,553		
3 公告費	5,544			3,942		
4 調査費						
(1)調査費	376,693			399,056		
(2)委託調査費	174,969			116,736		
5 営業雑経費						
(1)通信費	10,684			8,381		
(2)印刷費	104,833			75,346		
(3)協会費	8,675	2,062,613	40.4	8,142	2,060,134	41.0
一般管理費						
1 給料						
(1)役員報酬	131,505			109,283		
(2)給料・手当	1,598,540			1,542,436		
(3)賞与	210,561			159,280		
(4)役員賞与	1,100			6,216		
2 交際費	5,715			4,724		
3 旅費交通費	56,113			27,346		
4 租税公課	27,672			39,820		
5 不動産賃借料	219,017			241,861		
6 賞与引当金繰入	82,633			65,000		
7 役員賞与引当金繰入	12,161			14,764		
8 退職給付費用	45,921			71,285		
9 固定資産減価償却費	37,872			35,169		
10 福利厚生費	236,020			233,485		
11 諸経費	160,828	2,825,660	55.3	113,206	2,663,874	53.0
営業利益		218,168	4.3		298,335	5.9
営業外収益						
1 受取配当金 *1	30			1,001,109		
2 有価証券利息	19,324			14,705		
3 受取利息 *1	14,801			18,095		
4 ゴルフ会員権売却益	107			-		
5 有価証券売却益	-			374		
6 投資信託監査報酬差益	28,560			292		

7	法人税等還付加算金	-			6,464		
8	雑収入	2,378	65,199	1.3	6,277	1,047,316	20.9
営業外費用							
1	支払利息	53			43		
2	為替差損	36,422			7,892		
3	有価証券売却損	4,839			5,730		
4	ゴルフ会員権売却損	271			-		
5	雑損失	52	41,637	0.8	698	14,362	0.3
	経常利益		241,731	4.7		1,331,288	26.5
特別利益							
1	集団訴訟和解金 *2	4,592			6,809		
2	逸失利益補償損失引当金戻入益	17,932			-		
3	過年度償却債権取立益	5,169			-		
4	投資有価証券売却益	-			2,794		
5	分配金償還金時効益	7,729	35,422	0.7	-	9,603	0.2
特別損失							
1	器具備品除却損	26			-		
2	関係会社株式評価損 *3	-			5,424		
3	減損損失 *4	-			155,202		
4	統合関連費用引当金繰入	-	26	0.0	368,000	528,626	10.5
	税引前当期純利益		277,127	5.4		812,266	16.2
	法人税、住民税及び事業税 *1	20,953			574,992		
	法人税、住民税及び事業税還付税額	52,965			-		
	法人税、住民税及び事業税追徴税額	2,314			-		
	過年度法人税等	-			4,417		
	法人税等調整額	88,885	59,187	1.2	48,478	627,887	12.5
	当期純利益		217,940	4.3		184,379	3.7

(3)【株主資本等変動計算書】

第28期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	1,200,000
	当期末残高	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
資本剰余金合計	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	110,093
	当期末残高	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金	前期末残高	1,600,000
	当期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	前期末残高	1,925,091
	当期変動額 当期純利益	217,940
	当期末残高	2,143,031
利益剰余金合計	前期末残高	3,635,184
	当期変動額	217,940
	当期末残高	3,853,124
株主資本合計	前期末残高	5,911,452
	当期変動額	217,940
	当期末残高	6,129,392
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	1,987
	当期変動額（純額）	2,747
	当期末残高	761
純資産合計	前期末残高	5,913,439
	当期変動額	215,193
	当期末残高	6,128,631

第29期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	1,200,000
	当期末残高	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
資本剰余金合計	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	110,093
	当期末残高	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金	前期末残高	1,600,000
	当期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	前期末残高	2,143,031
	当期変動額 当期純利益	184,379
	当期末残高	2,327,410
利益剰余金合計	前期末残高	3,853,124
	当期変動額	184,379
	当期末残高	4,037,503
株主資本合計	前期末残高	6,129,392
	当期変動額	184,379
	当期末残高	6,313,771
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	761
	当期変動額（純額）	552
	当期末残高	1,313
純資産合計	前期末残高	6,128,631
	当期変動額	183,827
	当期末残高	6,312,459

重要な会計方針

	第28期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31 日)	第29期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31 日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	(1) 有価証券 子会社株式 同 左 その他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年～24年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同 左 (2) 無形固定資産 同 左 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同 左
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金

	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該役員賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 ――	同 左 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 ―― (3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 ―― (4) 統合関連費用引当金 将来のクレディ・アグリコルアセットマネジメント株式会社との合併及び事務所移転等に備えるため、将来発生すると認められる統合関連費用を合理的に見積もり計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 ――	(1) 消費税等 同 左 (2) 連結納税制度の適用 当事業年度から、S G A M ノースパシフィック株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

第28期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31 日)	第29期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31 日)
---	---

当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。	_____
--	--------------

[次へ](#)

注記事項

（貸借対照表関係）

第28期 （平成21年3月31日現在）	第29期 （平成22年3月31日現在）																																		
*1. 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収委託者報酬</td><td>45,346千円</td></tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>33,616千円</td></tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td><td>11,812千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3,636千円</td></tr> <tr> <td>関係会社長期貸付金</td><td>850,000千円</td></tr> <tr> <td>預り金</td><td>898千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>7,579千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金</td><td>5,254千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>11,248千円</td></tr> </table>	未収委託者報酬	45,346千円	未収運用受託報酬	33,616千円	未収投資助言報酬	11,812千円	その他	3,636千円	関係会社長期貸付金	850,000千円	預り金	898千円	未払手数料	7,579千円	その他未払金	5,254千円	未払費用	11,248千円	*1. 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>11,412千円</td></tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td><td>949千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3,636千円</td></tr> <tr> <td>関係会社短期貸付金</td><td>850,000千円</td></tr> <tr> <td>預り金</td><td>898千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>16,782千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>10,849千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金</td><td>352,967千円</td></tr> </table> その他未払金は連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。	未収運用受託報酬	11,412千円	未収投資助言報酬	949千円	その他	3,636千円	関係会社短期貸付金	850,000千円	預り金	898千円	未払手数料	16,782千円	未払費用	10,849千円	その他未払金	352,967千円
未収委託者報酬	45,346千円																																		
未収運用受託報酬	33,616千円																																		
未収投資助言報酬	11,812千円																																		
その他	3,636千円																																		
関係会社長期貸付金	850,000千円																																		
預り金	898千円																																		
未払手数料	7,579千円																																		
その他未払金	5,254千円																																		
未払費用	11,248千円																																		
未収運用受託報酬	11,412千円																																		
未収投資助言報酬	949千円																																		
その他	3,636千円																																		
関係会社短期貸付金	850,000千円																																		
預り金	898千円																																		
未払手数料	16,782千円																																		
未払費用	10,849千円																																		
その他未払金	352,967千円																																		
*2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>66,636千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>57,790千円</td></tr> </table>	建物	66,636千円	器具備品	57,790千円	*2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>75,375千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>71,847千円</td></tr> </table>	建物	75,375千円	器具備品	71,847千円																										
建物	66,636千円																																		
器具備品	57,790千円																																		
建物	75,375千円																																		
器具備品	71,847千円																																		
3. 金融機関に25,000千円の支払保証を委託しており、保証が実行された場合には、当社に同額の求償債務が生じることになります。	――																																		

（損益計算書関係）

第28期 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31 日）	第29期 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31 日）								
*1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>受取利息</td><td>14,758千円</td></tr> </table>	受取利息	14,758千円	*1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>受取利息</td><td>14,758千円</td></tr> <tr> <td>受取配当金</td><td>1,001,079千円</td></tr> <tr> <td>法人税、住民税及び事業税</td><td>360,805千円</td></tr> </table> 法人税、住民税及び事業税は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。	受取利息	14,758千円	受取配当金	1,001,079千円	法人税、住民税及び事業税	360,805千円
受取利息	14,758千円								
受取利息	14,758千円								
受取配当金	1,001,079千円								
法人税、住民税及び事業税	360,805千円								
*2. 特別利益に含まれる集団訴訟和解金 集団訴訟和解金は、すでに償還済みのSGY外国株式マザーファンドで投資しておりました企業に関する集団訴訟が和解し、当該和解金を受領したものであります。	*2. 特別利益に含まれる集団訴訟和解金 集団訴訟和解金は、すでに償還済みの複数のファンドで投資しておりました企業に関する集団訴訟が和解し、当該和解金を受領したものであります。								
	*3. 特別損失に含まれる関係会社株式評価損								

	関係会社株式評価損は、当社の100%子会社であるデラウェア社について実質価額まで減損処理したものであります。															
	*4 特別損失に含まれる減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td rowspan="2">本社</td><td rowspan="2">処分予定資産</td><td>器具備品（絵画）</td></tr><tr><td>建 物</td></tr></table> 当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。 今般、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併のために本社を移転することとなり、当初の予定より早期に資産を除却又は売却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。 器具備品（絵画）は従来より、会議室、エントランスホール等に装飾用として展示されておりましたが、将来において予定される移転に伴い展示場所の確保が困難となったため、売却を検討しております。その一環として鑑定業者4社に鑑定を依頼し、その結果、上記絵画の時価が著しく下落していることが判明したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。当該回収可能価額は正味売却価額により測定しており、上記器具備品（絵画）については4社の鑑定評価額のうち最も低い評価額により評価しております。 建物については、処分予定時における残存帳簿価額の金額を期末帳簿価額から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。 <table><tr><th colspan="2">（減損損失の金額）</th></tr><tr><td>建物</td><td>86,802千円</td></tr><tr><td>器具備品（絵画）</td><td>68,399千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>155,202千円</td></tr></table>	場所	用途	種類	本社	処分予定資産	器具備品（絵画）	建 物	（減損損失の金額）		建物	86,802千円	器具備品（絵画）	68,399千円	合計	155,202千円
場所	用途	種類														
本社	処分予定資産	器具備品（絵画）														
		建 物														
（減損損失の金額）																
建物	86,802千円															
器具備品（絵画）	68,399千円															
合計	155,202千円															

（株主資本等変動計算書関係）

第28期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 （千株）	増加 （千株）	減少 （千株）	当事業年度末 （千株）
普通株式	2,400	-	-	2,400

第29期

（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 （千株）	増加 （千株）	減少 （千株）	当事業年度末 （千株）
普通株式	2,400	-	-	2,400

2．配当に関する事項

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成22年6月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

配当金の総額 480百万円

1株当たり配当額 200円

基準日 平成22年3月31日

効力発生日 平成22年7月1日

なお配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

（リース取引関係）

第28期 （自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31 日）	第29期 （自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31 日）
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 （1）リース資産の内容 有形固定資産 器具備品 （2）リース資産の減価償却方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 法によっております。	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 （1）リース資産の内容 有形固定資産 同 左 （2）リース資産の減価償却方法 同 左

（金融商品に関する注記）

第29期

（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬並びに関係会社短期貸付金は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。

未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

また当社は親会社であるSGAMノースパシフィック株式会社に対し貸付を行っており、信用リスクについては同社の財務状況等を定期的に把握し、管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
（1）現金・預金	3,573,505	3,573,505	-
（2）関係会社短期貸付金	850,000	850,000	-
（3）未収委託者報酬	806,446	806,446	-
（4）未収運用受託報酬	739,788	739,788	-
（5）有価証券及び投資有価証券	1,617,348	1,617,348	-
（6）未払手数料	(445,389)	(445,389)	-

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

（1）現金・預金、（2）関係会社短期貸付金、（3）未収委託者報酬、（4）未収運用受託報酬、並びに（6）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記に記載しております。

（注2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表額（千円）
関係会社株式	162,693千円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3） 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	3,573,505	-	-	-
関係会社短期貸付金	850,000	-	-	-
未収委託者報酬	806,446	-	-	-
未収運用受託報酬	739,788	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち 満期のあるもの（国債）	300,000	300,000	-	-
合計	6,269,739	300,000	-	-

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日改正）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

（有価証券関係）

第28期
 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計 上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（1）株式	-	-	-
	（2）債券	611,835	614,400	2,565
	（3）その他	-	-	-
	小計	611,835	614,400	2,565
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（1）株式	-	-	-
	（2）債券	305,730	304,050	1,680
	（3）その他	6,000	3,832	2,168
	小計	311,730	307,882	3,848
合計		923,565	922,282	1,283

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
国債	300,000	-	4,839
投資信託	1,100	14	-

3. 時価評価されていない主な有価証券の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (千円)
(1)子会社株式 子会社株式	168,117
(2)その他有価証券 非上場株式	30

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年 以内(千円)	10年超 (千円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	304,050	614,400	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2. その他	-	-	-	-
合計	304,050	614,400	-	-

第29期

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 子会社株式

子会社株式（貸借対照表計上額162,693千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計 上額(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	305,685	308,040	2,355
	(3) その他	-	-	-
	小計	305,685	308,040	2,355
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	306,150	303,990	2,160
	(3) その他(注)	1,006,825	1,005,318	1,508
	小計	1,312,975	1,309,308	3,668
合計		1,618,660	1,617,348	1,313

(注)投資信託受益証券であります。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株 式	404	374	-
国 債	300,000	-	5,730
投資信託	96,794	2,794	-

4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、子会社株式について、5,424千円の減損処理を行なっております。

（デリバティブ取引関係）

第28期
（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第29期
（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

[次へ](#)

（関連当事者情報）

第28期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

１．関連当事者との取引

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

（１）当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内 容 又 は 職 業	議決権等 の所有 （被所有） 割 合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額 （千円）	科 目	期末 残高 （千円）
親会社	ソシエテ ジェネラル アセットマネジメント	フランス パリ市	323百万 ユーロ	投 資 顧問業	（被所有） 間接100%	事業の統括及び管理 役員の兼任	運用受託報酬 *1	74,054	未収運用 受託報酬	21,642
							投資助言報酬 *1	120,419	未収投資 助言報酬	9,131
親会社	SGAM ノースパシフィック 株式会社	東京都 中央区	3,150 百万円	有価証券の 保有	（被所有） 直接100%	持株会社 役員の兼任	資金の貸付	-	長期貸付 金	850,000
							利息の受取 *2	14,758	未収利息	3,636

（注）

- ソシエテ ジェネラル アセットマネジメントは、SGAM ノースパシフィック株式会社の議決権を99.2%直接所有しております。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1 運用受託報酬及び投資助言報酬については、当該各契約に基いて決定しております。
 - *2 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

（２）当社と同一の親会社を持つ会社

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内 容 又 は 職 業	議決権等 の所有 （被所有） 割 合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額 （千円）	科 目	期末 残高 （千円）
同一の 親会社 を持つ 会社	ソシエテジェネラルアセ ットマネジメント オルタナ ティブ インベストメント	フランス パリ市	82,035 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	運用再委託	支払投信手数料 *1	14,415	未払手 数料	10,284
						運用再委託	支払投資顧問料 *1	53,448	未払投資 顧問料	993
						業務補助	経費の立替 *2	23,799	立替金	-
同一の 親会社 を持つ 会社	ソシエテ ジェネラル パン ク アンド トラスト ルク センブルグ	ルクセンブ ルグ ルクセンブ ルグ市	1,179 百万ユー ロ	銀行業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	71,659	未収運用 受託報酬	344
同一の 親会社 を持つ 会社	ソシエテ ジェネラル ア セッ ト マネジメント ルク センブルグ	ルクセンブ ルグ ルクセンブ ルグ市	5,000 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	44,531	未収運用 受託報酬	7,315

（注）

- ソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメント及びソシエテジェネラルアセットマネジメント ルクセンブルグは、ソシエテジェネラルアセットマネジメントの子会社であり、ソシエテジェネラル バンク アンド トラスト ルクセンブルグはソシエテジェネラル（ソシエテジェネラルアセットマネジメントの親会社）の子会社です。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - 運用受託報酬、支払投資顧問料及び支払投信手数料については、当該各契約に基いて決定しております。
 - 経費の立替は、契約に基づいて当社が当該同一の親会社を持つ会社のために行っている支払であり、人件費及び経費の実額であります。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

ソシエテジェネラルアセットマネジメント（非上場）
S G A M ノースパシフィック株式会社（非上場）

第29期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内 容 又 は 職 業	議決権等 の所有 （被所有） 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引 金額 （千円）	科 目	期末 残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	SGAM ノースパシフィック 株式会社	東京都 中央区	3,150 百万円	有価証券の 保有	（被所有） 直接100%	兼任 1人	持株会社	資金の貸付 *1	-	関係会社 短期貸付 金	850,000
								利息の受取 *1	14,748	未収収益	3,636
								連結法人税の 支払	360,805	その他 未払金	352,967

（注）

1. 親会社の異動

前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、同社が所有しておりました S G A M ノースパシフィック株式会社の株式を、平成21年12月31日付で、すべてアムンディ エス アーに譲渡いたしました。したがって、同日以降アムンディ エス アーが当社の親会社となりました。また、前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、平成21年12月31日に資産運用に関するすべての業務を、当社の兄弟会社であるソシエテジェネラルジェスチョン エス アーに移管しております。したがって、前事業年度において「1. 当社の親会社及び法人主要株主等」で開示をしていたソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーとの取引は、当事業年度においては「2. 当社と同一の親会社を持つ会社」のソシエテジェネラルジェスチョン エス アーとの取引において注記開示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は、返済期日平成22年7月2日の一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。

3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

（2）当社と同一の親会社を持つ会社

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内 容 又 は 職 業	議決権等 の所有 （被所有） 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引 金額 （千円）	科 目	期末 残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	ソシエテジェネラル ジェスチョン エス アー	フランス パリ市	567,034 千ユーロ	投 資 顧 問 業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	58,933	未収運用 受託報酬	23,615
							運用助言	投資助言報酬 *1	54,503	未収投資 助言報酬	40,873
							運用再委託	委託者報酬 *1	198,158	未収委託 者報酬	136,620

親会社 の子会社	ソシエテ ジェネラル アセッ ト マネジメント ルクセンブ ルグ エス アー	ルクセンブ ルグ ルクセンブ ルグ市	5,000 千ユーロ	投資 顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	39,155	未収運用 受託報酬	2,190
-------------	--	-----------------------------	---------------	-----------	----	----	-------	--------------	--------	--------------	-------

(注)

- ソシエテジェネラルジェスチョン エス アー及びソシエテジェネラルアセットマネジメント ルクセンブルグ エス アーは、平成21年12月31日以降、当社の親会社でありますアムンディ エス アーの子会社であります。また、前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、平成21年12月31日に資産運用に関するすべての業務をソシエテジェネラルジェスチョン エス アーに移管しております。したがって、上表のソシエテジェネラルジェスチョン エス アーとの取引は、平成21年4月1日から平成21年12月31日の親会社としてのソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーとの取引（運用受託報酬52,146千円、投資助言報酬41,035千円、委託者報酬 157,636千円）を含めて開示しております。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
*1 運用受託報酬、投資助言報酬、及び委託者報酬については、当該各契約に基づいて決定しております。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

S G A M ノースパシフィック株式会社（非上場）

アムンディ エス アー（非上場）

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第28期 (平成21年3月31日現在)	第29期 (平成22年3月31日現在)
	千円	千円
繰延税金資産		
子会社株式に係る株式配当認定益	17,208	17,208
賞与引当金等損金算入限度超過額	53,885	40,333
貸倒引当金損金算入限度超過額	5,145	3,255
未払事業税等否認額	11,623	55,885
ゴルフ会員権評価損否認額	7,430	8,927
その他有価証券評価差額金	522	485
統合関連費用引当金繰入否認額	-	149,739
関係会社株式に係る評価損否認額	-	2,207
固定資産減損損失否認額	-	63,152
未払費用否認額	-	16,228
繰延税金資産小計	95,812	357,420
評価性引当額	29,556	357,420
繰延税金資産合計	66,257	-
繰延税金負債		
事業税還付未収金	17,257	-
繰延税金資産の純額	49,000	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第28期 (平成21年3月31日現在)	第29期 (平成22年3月31日現在)
法定実効税率	40.69%	40.69%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.02%	8.46%
住民税均等割	0.83%	0.28%
評価性引当額	7.95%	40.36%
過年度法人税等還付額	19.11%	-
過年度法人税等追徴額	0.84%	-
過年度法人税等	-	0.54%
税額控除額	1.41%	12.95%
その他	0.55%	0.08%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.36%	77.30%

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、平成14年10月1日より、確定拠出型年金制度を採用しております。

２．退職給付費用の額

（単位：千円）

	第28期 （平成21年3月31日現在）	第29期 （平成22年3月31日現在）
退職給付費用*1	1,333	20,900
その他 *2	44,588	50,386
合計	45,921	71,285

*1退職給付費用は、退職金支払額であります。

*2 その他は、確定拠出型年金への掛金支払額であります。

（1株当たり情報）

第28期 （自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31 日）		第29期 （自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31 日）	
1株当たり純資産額	2,553.60円	1株当たり純資産額	2,630.19円
1株当たり当期純利益金額	90.81円	1株当たり当期純利益金額	76.82円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。	
当期純利益	217,940千円	当期純利益	184,379千円
普通株式に係る当期純利益	217,940千円	普通株式に係る当期純利益	184,379千円
期中平均株式数	2,400千株	期中平均株式数	2,400千株

（重要な後発事象）

第28期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
該当事項はありません。

第29期 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

（企業結合等関係）

当社は、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社（以下「CAAMJ」という）と平成22年4月30日に合併契約書を締結し、平成22年5月20日開催の臨時株主総会において同契約書の承認を得ました。

合併の理由：

両社の親会社（最終株主）の統合に伴うもの

合併の概要：

合併する相手先の名称：CAAMJ

合併の方法：当社を存続会社とし、CAAMJは解散する。

合併後の会社の名称：アムンディ・ジャパン株式会社と称する。

合併に際して発行する株式：本合併は、無対価とし、当社は、合併に際して株式を発行しない。
資本金及び準備金等：本合併は、無対価であるため、合併により当社の資本金、資本準備金は増加せず、資本金・資本準備金以外の株主資本については会社計算規則に従う。

効力発生日：合併の効力発生日は、平成22年7月1日とする。

財産の引継ぎ：CAAMJは、平成22年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書を基礎とし、これに合併の効力発生日前日までの増減を加除した一切の財産、負債及び権利義務を合併の効力発生日において当社に引継ぐ。

合併交付金：当社は、合併の効力発生日現在のCAAMJの株主名簿に記載された株主に対して、合併交付金は支払わない。

[次へ](#)

（参考情報）

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の経理状況

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

また、第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

(1)貸借対照表

		(単位：千円)	
		第24期	第25期
		(平成21年3月31日)	(平成22年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金	626,501	1,391,318	
前払費用	661,779	539,396	
未収入金	17,590	19,701	
未収委託者報酬	390,561	694,263	
未収収益	*1 74,644	*1 66,270	
繰延税金資産	372,728	555,962	
立替金	29,494	28,307	
未収還付法人税等	132,022	945	
未収消費税等	45,403	-	
その他	99	132	
流動資産合計	2,350,826	3,296,298	
固定資産			
有形固定資産			
建物付属設備（純額）	*2 73,647	*2 59,837	
器具備品（純額）	*2 94,832	*2 72,213	
リース資産（純額）	*2 4,732	*2 3,753	
有形固定資産合計	173,212	135,804	
無形固定資産			
ソフトウェア	9,871	6,102	
電話加入権	584	584	
無形固定資産合計	10,455	6,687	
投資その他の資産			
投資有価証券	19,036	11,041	
長期差入保証金	248,007	181,948	
長期前払費用	2,142	1,190	
関係会社株式	10,000	-	
繰延税金資産	586,032	-	
投資その他の資産合計	865,218	194,179	
固定資産合計	1,048,887	336,670	
資産合計	3,399,713	3,632,969	
負債の部			
流動負債			
リース債務	979	979	
預り金	23,335	78,111	
未払金	244,327	426,947	
未払手数料	196,354	355,815	
その他未払金	47,972	71,131	

未払費用	214,655	272,678
未払法人税等	14,049	5,381
未払消費税等	-	25,477
前受収益	2,482,840	1,986,670
賞与引当金	31,450	44,412
役員賞与引当金	5,550	7,837
流動負債合計	3,017,187	2,848,496
固定負債		
リース債務	3,753	2,774
退職給付引当金	38,734	35,184
固定負債合計	42,488	37,958
負債合計	3,059,675	2,886,455
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
資本剰余金		
資本準備金	395,012	1,042,566
資本剰余金合計	395,012	1,042,566
利益剰余金		
その他利益剰余金	352,446	596,551
繰越利益剰余金	352,446	596,551
利益剰余金合計	352,446	596,551
株主資本合計	342,566	746,015
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,528	498
評価・換算差額等合計	2,528	498
純資産合計	340,037	746,514
負債純資産合計	3,399,713	3,632,969

(2)損益計算書

	(単位：千円)	
	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	5,212,553	5,501,658
運用受託報酬	39,280	66,020
その他営業収益	322,292	239,738
営業収益合計	5,574,127	5,807,418
営業費用		
支払手数料	2,898,032	2,828,590
広告宣伝費	207,568	108,874
調査費	459,384	545,353
調査費	56,841	43,374
委託調査費	402,543	501,978
委託計算費	67,429	65,377
営業雑経費	526,385	397,290
通信費	291,586	190,936
保険料	5,458	4,334
印刷費	222,420	194,683
諸会費	6,919	7,335
営業費用合計	4,158,801	3,945,486
一般管理費		
給料	1,275,547	1,359,464
役員報酬	162,190	168,429
給料・手当	971,558	977,109
役員賞与	41,389	34,454
賞与	100,408	179,471
福利厚生費	191,728	182,419
退職給付費用	75,106	70,457
交際費	9,914	5,662
旅費交通費	39,269	33,323
不動産賃借料	215,350	214,021
修繕費	12,617	28,892
固定資産減価償却費	37,874	54,040
消耗器具備品費	49,031	18,892
専門家報酬	32,554	22,327
諸経費	52,741	49,844
一般管理費合計	1,991,735	2,039,345
営業損失（ ）	576,409	177,413
営業外収益		
受取利息	*1 1,700	9

雑収入	4,937	11,807
営業外収益合計	6,637	11,816
営業外費用		
為替差損	3,362	2,029
投資有価証券売却損	8,152	1,474
営業外費用合計	11,514	3,503
経常損失（ ）	581,286	169,099
特別損失		
固定資産除却損	1,062	1,090
前期損益修正	-	*1 24,134
違約金損失	*2 27,867	-
特別損失合計	28,929	25,224
税引前当期純損失（ ）	610,215	194,324
法人税、住民税及び事業税	272	2,291
法人税等追徴税額	12,092	-
法人税等調整額	176,809	399,935
法人税等合計	189,174	402,227
当期純損失（ ）	799,390	596,551

(3)株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	第25期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
株主資本		
資本金		
前期末残高	300,000	300,000
当期変動額		
新株の発行	-	500,000
資本金から準備金への振替	-	500,000
当期変動額合計	-	-
当期末残高	300,000	300,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	395,012	395,012
当期変動額		
新株の発行	-	500,000
資本金から準備金への振替	-	500,000
準備金から剰余金への振替	-	352,446
当期変動額合計	-	647,553
当期末残高	395,012	1,042,566
その他資本剰余金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
準備金から剰余金への振替	-	352,446
欠損填補	-	352,446
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	-
資本剰余金合計		
前期末残高	395,012	395,012
当期変動額		
新株の発行	-	500,000
資本金から準備金への振替	-	500,000
準備金から剰余金への振替	-	-
欠損填補	-	352,446
当期変動額合計	-	647,553
当期末残高	395,012	1,042,566
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	446,944	352,446
当期変動額		

欠損填補	-	352,446
当期純損失（ ）	799,390	596,551
当期変動額合計	799,390	244,105
当期末残高	352,446	596,551
利益剰余金合計		
前期末残高	446,944	352,446
当期変動額		
欠損填補	-	352,446
当期純損失（ ）	799,390	596,551
当期変動額合計	799,390	244,105
当期末残高	352,446	596,551
株主資本合計		
前期末残高	1,141,957	342,566
当期変動額		
新株の発行	-	1,000,000
資本金から準備金への振替	-	-
準備金から剰余金への振替	-	-
欠損填補	-	-
当期純損失（ ）	799,390	596,551
当期変動額合計	799,390	403,448
当期末残高	342,566	746,015
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	3,675	2,528
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	1,146	3,027
当期変動額合計	1,146	3,027
当期末残高	2,528	498
評価・換算差額等合計		
前期末残高	3,675	2,528
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	1,146	3,027
当期変動額合計	1,146	3,027
当期末残高	2,528	498
純資産合計		
前期末残高	1,138,281	340,037
当期変動額		
新株の発行	-	1,000,000
資本金から準備金への振替	-	-
準備金から剰余金への振替	-	-
欠損填補	-	-

当期純損失（ ）	799,390	596,551
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	1,146	3,027
当期変動額合計	798,243	406,476
当期末残高	340,037	746,514

重要な会計方針

項目	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）	(1) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 見積耐用年数に基づく定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 見積耐用年数に基づく定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。 なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。 なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
------------------------	--	---

3. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異（7,388千円）については、15年による均等額を費用処理しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員の賞与の支払に備えて賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異（7,388千円）については、15年による均等額を費用処理しております。 (2) 賞与引当金 同左 (3) 役員賞与引当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響額は軽微であります。	-

表示方法の変更

第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度から「運用受託報酬」として計上しております。	-

注記事項

（貸借対照表関係）

第24期 (平成21年3月31日)	第25期 (平成22年3月31日)
*1 関係会社に対する資産及び負債 区別掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは以下のとおりであります。 未収収益 53,765千円 *2 有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備 13,594千円 器具備品 38,053千円 リース資産 163千円	*1 関係会社に対する資産及び負債 区別掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは以下のとおりであります。 未収収益 19,874千円 *2 有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備 31,104千円 器具備品 67,876千円 リース資産 1,142千円

（損益計算書関係）

第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	第25期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
* 1 関係会社との取引 営業外収益 受取利息 1,671千円 * 2 違約金損失27,867千円は、貸室申込書の撤回にかかる違約金です。	* 1 前期損益修正24,134千円は、グループ会社の決算調整により発生した過年度の通信費です。

（株主資本等変動計算書関係）

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 （株）	当事業年度 増加株式数 （株）	当事業年度 減少株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	23,200	-	-	23,200
合計	23,200	-	-	23,200

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	445,370	19,197円02銭	平成19年 3月31日	平成19年 6月29日

前期において未払となっていた配当金を支払ったものであります。

(2) 株主が受取の権利を放棄した配当金

当社の100%株主であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーは、平成20年6月26日開催の定時株主総会において決議された剰余金の配当313,000千円の受取の権利を平成21年1月5日に放棄いたしました。なお、配当金の支払いがなかったことから、株主資本等変動計算書上は、配当金の支払いと放棄による戻し入れを相殺処理しております。

(3) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 （株）	当事業年度 増加株式数 （株）	当事業年度 減少株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式(注)	23,200	20,000	-	43,200
合計	23,200	20,000	-	43,200

（注）普通株式の発行済株式総数の増加20,000株は、平成21年6月30日の株主割当による新株の発行による増加であります。

2．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第24期	第25期
（自 平成20年4月 1日	（自 平成21年4月 1日
至 平成21年3月31日）	至 平成22年3月31日）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、投資顧問事業における事務用機器（器具備品）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額
器具備品	千円 6,888	千円 1,836	千円 5,051

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内 1,377千円

1年超 3,673千円

合計	5,051千円
----	---------

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

同左

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額
器具備品	千円 6,888	千円 3,214	千円 3,673

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内 1,377千円

1年超 2,296千円

合計	3,673千円
----	---------

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 1,377千円 減価償却相当額 1,377千円	(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 1,377千円 減価償却相当額 1,377千円
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額 を零とする定額法によっております。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左

[次へ](#)

（金融商品関係）

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、投資一任契約及び投資信託委託業務に係る投資運用業、投資顧問業、他の事業者の投資顧問契約及び投資一任契約の締結の代理又は媒介、自社の設定した投資信託受益権の募集、私募等にかかる第二種金融商品取引業、関係会社の行う投資助言業・投資運用業等の委託代行業務、有価証券に関連する情報の提供又は助言などを行っております。

これらの事業運営上で必要な資金は主に自己資金によって行っており、資金運用につきましては、短期的な預金によるものであります。

デリバティブ取引につきましては、行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する投資有価証券は、事業推進目的で保有しております。これらはそれぞれ金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

未収委託者報酬、未収収益の回収までの期間はおおむね短期であり、これらのリスクは非常に低いものであります。長期差入保証金は、オフィスなどの賃貸借契約に基づく敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

未払金、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。これらは、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、事業活動において存在するリスクを適格に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規定を設けております。有価証券を含む投資商品の売買については、シードマネーガイドライン及びリスク管理基本規定に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	1,391,318	1,391,318	-
(2) 未収委託者報酬	694,263	694,263	-
(3) 未収収益	66,270	66,270	-

(4) 投資有価証券	11,041	11,041	-
(5) 長期差入保証金	181,948	122,223	59,724
資産計	2,344,841	2,285,117	59,724
(1) 未払金	426,947	426,947	-
(2) 未払費用	272,678	272,678	-
負債計	699,626	699,626	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金

これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、及び(3)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

(5) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、合理的に見積もった返還までの残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払金、及び(2)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内（単位：千円）	1年超（単位：千円）
現金・預金	1,391,318	-
未収委託者報酬	694,263	-
未収収益	66,270	-
合計	2,151,852	-

（有価証券関係）

第24期

1. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日）

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	23,300	19,036	4,263
合 計		23,300	19,036	4,263

（注）有価証券は期末時の市場価格に基づく時価法により計上しており、満期はありません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
198,047	1,287	9,440

第25期

1. その他有価証券（平成22年3月31日）

	種類	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	8,725	7,100	1,625
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	2,315	3,100	784
合 計		11,041	10,200	841

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
29,911	10	1,485

（デリバティブ取引関係）

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は平成3年11月より確定給付型の制度として税制適格年金を採用しておりましたが、平成18年1月に規約型企業年金に移行し、一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第24期 (平成21年3月31日)	第25期 (平成22年3月31日)
(1) 退職給付債務(千円)	88,423	122,543
(2) 年金資産(千円)	46,732	84,895
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	41,690	37,647
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	2,955	2,462
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	38,734	35,184
(6) 前払年金費用(千円)	-	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	38,734	35,184

3. 退職給付費用の内訳

	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
退職給付費用	75,106	70,457
(1) 勤務費用(千円)(注)	62,024	69,965
(2) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	492	492
(3) 臨時に支払った割増退職金(千円)	12,590	0

(注) 確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成10年6月16日））に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

（税効果会計関係）

第24期 （平成21年3月31日）	第25期 （平成22年3月31日）																												
1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>（千円）</td></tr> <tr> <td>前受収益</td><td>1,010,267</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>173,408</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>64,458</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>1,248,135</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>289,373</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>958,761</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失のため、記載を省略しております。	繰延税金資産	（千円）	前受収益	1,010,267	繰越欠損金	173,408	その他	64,458	繰延税金資産小計	1,248,135	評価性引当額	289,373	繰延税金資産合計	958,761	1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>（千円）</td></tr> <tr> <td>前受収益</td><td>808,376</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>440,631</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>57,402</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>1,306,410</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>750,447</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>555,962</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失のため、記載を省略しております。	繰延税金資産	（千円）	前受収益	808,376	繰越欠損金	440,631	その他	57,402	繰延税金資産小計	1,306,410	評価性引当額	750,447	繰延税金資産合計	555,962
繰延税金資産	（千円）																												
前受収益	1,010,267																												
繰越欠損金	173,408																												
その他	64,458																												
繰延税金資産小計	1,248,135																												
評価性引当額	289,373																												
繰延税金資産合計	958,761																												
繰延税金資産	（千円）																												
前受収益	808,376																												
繰越欠損金	440,631																												
その他	57,402																												
繰延税金資産小計	1,306,410																												
評価性引当額	750,447																												
繰延税金資産合計	555,962																												

（関連当事者情報）

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千ユーロ)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	クレディ・アグリコル セットマネジメント・エー	フランス、パリ市	546,162	投資顧問業	被所有 直接100%	投資信託、投資顧問契約の再委任等 役員の兼任	情報提供、コンサルティング料(その他営業収益)の受取	249,637	未収収益	41,950

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 情報提供、コンサルティング料の受取については、両社間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

（2）財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	イースト・アジア・エスアイティエス株式会社	東京都千代田区	10,000	情報機器の保守管理業	所有 直接100%	コンピュータシステム等の運用・保守業務の委託等 役員の兼任	固定資産の譲受	118,233	-	-
							保証金の承継	34,477		
							資金の返済	210,000		
							通信費の支払	120,678		
							利息の受取	1,671		

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. イースト・アジア・エスアイティエス株式会社の解散に伴い固定資産の譲受、保証金の承継及び資金の返済を受けております。固定資産の譲受及び保証金の承継については、イースト

- ・アジア・エスアイティエス株式会社の算定した対価に基づき、交渉の上決定しております。
2. 通信費については、両者間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (千ユー ロ)	事業 の内 容	議決権等 の所有 (被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会 社	クレディ・ アグリコ ル・スト ラクチャ ード・ア セット・ マネジメ ント・エ ス・エー	フランス、 パリ市	78,077	投資 顧問 業	-	投資助言 契約の再 委任等	委託調査 費等の支 払	844,452	前払費用	640,301
									未払金	537

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

- クレディ・アグリコル エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）
- クレディ・アグリコル アセットマネジメント・グループ・エス・エー（非上場）
- クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千ユーロ）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アムンディ・エス・エー	フランス、パリ市	546,162	投資顧問業	被所有 直接100%	投資信託、投資顧問契約の再委任等 役員の兼任	投資顧問料の受取	51,464	未収収益	19,874

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 情報提供、コンサルティング料の受取については、両社間の契約書に添付された計算方法により決定しております。
2. クレディ・アグリコル・アセットマネジメント エス・エーは、平成22年1月1日に、アムンディ エス・エーに社名変更となりました。

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千ユーロ）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	アムンディ・インベストメント・ソリューションズ	フランス、パリ市	78,077	投資顧問業	-	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払	675,794	前払費用	506,300
									未払金	1,115
親会社の子会社	セジェスパアイティサービス	フランス、パリ市	4,064	ITエンジニア業	-	ITサービスの提供	通信費の支払	80,042	未払費用	36,779

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
2. クレディ・アグリコル・ストラクチャード・アセット・マネジメント・エス・エーは、平成22年1月1日に、アムンディ・インベストメント・ソリューションズに社名変更となりました。
3. 通信費については、両者間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

クレディ・アグリコル エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

アムンディ・グループ・エス・エー（非上場）

アムンディ・エス・エー（非上場）

（注）

1. クレディ・アグリコル アセットマネジメント・グループ・エス・エーは、平成22年1月1日に、アムンディ・グループ・エス・エーに社名変更となりました。
2. クレディ・アグリコル アセットマネジメント エス・エーは、平成22年1月1日に、アムンディ・エス・エーに社名変更となりました。

（２）重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

（1株当たり情報）

第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	14,656円80銭	1株当たり純資産額	17,280円42銭
1株当たり当期純損失	34,456円47銭	1株当たり当期純損失	15,588円78銭
1株当たり当期純損失の算定の基礎		1株当たり当期純損失の算定の基礎	
損益計算書上の当期純損失	799,390千円	損益計算書上の当期純損失	596,551千円
普通株式に係る当期純損失	799,390千円	普通株式に係る当期純損失	596,551千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	23,200株	普通株式	38,268株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式の発行が無いため、記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式の発行が無いため、記載しておりません。	

（重要な後発事象）

第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
（重要な新株の発行及び資本金の減少）	（重要な株式交換）

当社は、平成21年4月16日開催の取締役会において、株主割当による新株発行を決議しました。

(1)募集等の方法

株主割当による新株の募集。

(2)発行する株式の種類及び数

普通株20千株

(3)発行価格

1株につき50千円

(4)発行価額

1,000,000千円

(5)発行価額のうち資本金へ組入れる額

500,000千円

(6)発行価額のうち資本準備金へ組入れる額

500,000千円

(7)申込期日

平成21年4月30日

(8)払込期日

平成21年6月30日

(9)資金の用途

財務状態の強化。

当社は、SGAM ノースパシフィック株式会社（以下「NP」という）と平成22年4月30日に株式交換契約を締結し、平成22年5月20日開催の取締役会及び同日開催の臨時株主総会において同契約の締結の承認を得ております。

(1)目的

日本におけるアムンディグループの子会社の再編のため、NPを当社の完全親会社とし、当社をNPの完全子会社とする株式交換を行う予定です。

(2)株式交換の方法及び内容

本株式交換に際し、NPIは、新株発行として普通株式7,000株を発行し、当社の株主に対し、当社の発行済み普通株式総数43,200株につきNPの普通株式7,000株を割当交付する予定です。

(3)株式交換の効力発生日

平成22年7月1日

（重要な合併）

当社は、SGAM ノースパシフィック株式会社との間の株式交換契約の成立を停止条件として、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社と平成22年4月30日に合併契約を締結し、平成22年5月

ただし、当社は、同日開催の取締役会において、資本金の減少を決議しました。先の新株発行により資本金に組入れられた500,000千円についても、平成21年6月30日付けで資本準備金への組入れを行いますので、平成21年6月30日以降の資本金の金額は、増資以前の300,000千円と変更はありません。

- (1) 資本金の減少の目的
資本金の金額を維持するため。
- (2) 資本金の減少の方法
発行済株式総数の変更を行わず、資本金の額のみを減少する。
- (3) 減少する資本金の額
500,000千円
- (4) 減資の日程
取締役会決議日
平成21年4月16日
債権者異議申述公告日
平成21年4月24日
債権者異議申述最終期日
平成21年5月24日
効力発生日
平成21年6月30日

20日開催の取締役会及び同日開催の臨時株主総会において同契約の締結の承認を得ております。

- (1) 合併する相手会社の名称
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（以下「SGAM」という）
- (2) 合併する相手会社の主な事業内容
投資顧問に関する業務
証券投資信託の委託会社としての業務
その他上記の業務に付帯する業務
- (3) 合併する相手会社の規模
平成22年3月31日現在
営業収益： 5,022,343千円
当期純利益： 184,379千円
総資産額： 8,185,607千円
総負債額： 1,873,149千円
純資産額： 6,312,459千円
- (4) 合併の効力発生日
平成22年7月1日
- (5) 合併の方法
SGAMを存続会社とし、当社を消滅会社とする吸収合併
- (6) 合併後の会社の名称
アムンディ・ジャパン株式会社
- (7) 財産の引継ぎ
当社は、平成22年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書を基礎とし、これに合併の効力発生日前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を合併の効力発生日においてSGAMに引継ぐ予定です。
- (8) 目的
平成21年12月31日にクレディ・アグリコルS.A. とソシエテジェネラルの資産運用部門の統合により新会社アムンディグループが発足しました。日本のグループ会社である当社とSGAMは、お客様のニーズに合った優位性のある運用商品及びソリューションと良質のサービスを提供していくため合併することにしました。
- (9) 実施する会計処理の概要
本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松木 克史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月24日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 男 澤 顕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、SGAM ノースパシフィック株式会社と平成22年4月30日に株式交換契約を締結し、平成22年5月20日開催の取締役会及び同日開催の臨時株主総会において同契約の締結が承認された。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、SGAM ノースパシフィック株式会社との間の株式交換契約の成立を停止条件として、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社と平成22年4月30日に合併契約を締結し、平成22年5月20日開催の取締役会及び同日開催の臨時株主総会において同契約の締結が承認された。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役、監査役、その他役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
委託会社は、平成22年7月1日付でクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、商号をアムンディ・ジャパン株式会社とするとともに、本店所在地を変更いたしました。同日、これらの変更にもなう定款変更を行いました。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
本書提出前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 324,279百万円（平成22年3月31日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

- ・ 名称 静銀ティーエム証券株式会社
- ・ 資本金の額 3,000百万円（平成22年3月31日現在）
- ・ 事業の内容 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

- ・ 名称 アムンディ インベストメント・ソリューションズ
- ・ 資本金の額 78,077,120ユーロ（9,858百万円@126.26円 平成22年3月31日現在）
- ・ 事業の内容 フランス籍の会社であり、ストラクチャード商品をはじめ、オルタナティブ商品等にかかる投資顧問業務及びその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

信託財産の管理・保管業務を行い、一部解約金及び収益分配金ならびに償還金の委託会社への交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

再信託受託会社の概要

- ・ 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 10,000百万円（平成22年3月31日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社として募集の取扱及び販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金及び収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

当ファンドに関して、委託会社より運用の指図に関する権限を委託され、信託財産の運用を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当該計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は、後記の通り提出されています。

書 類 名	提出年月日
有価証券報告書	平成22年6月 2日
臨時報告書	平成22年5月20日

独立監査人の監査報告書

平成22年10月26日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCAリスク軽減型インカムファンド07-9の平成22年3月9日から平成22年9月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CAリスク軽減型インカムファンド07-9の平成22年9月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月14日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鈴木吉彦 印

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 山田信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認め

る。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、当社はクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と平成22年4月30日に合併契約書を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年4月14日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているCAリスク軽減型インカムファンド07-9の平成21年9月8日から平成22年3月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、CAリスク軽減型インカムファンド07-9の平成22年3月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月16日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	後 藤 順 子	印
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	鈴 木 吉 彦	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。